

平成17年第3回  
美唄市議会定例会会議録  
平成17年9月20日(火曜日)  
午前10時00分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名  
第2 一般質問

◎出席議員(21名)

議長 長岡正勝君  
副議長 吉田栄君  
1番 吉岡文子君  
2番 広島雄偉君  
3番 五十嵐聡君  
4番 白木優志君  
5番 小関勝教君  
7番 土井敏興君  
8番 谷内八重子君  
9番 長谷川吉春君  
10番 米田良克君  
11番 古関充康君  
12番 矢部正義君  
13番 谷村孝一君  
14番 川本政芳君  
15番 内馬場克康君  
16番 本郷幸治君  
18番 紫藤政則君  
19番 荘司光雄君  
20番 林国夫君  
21番 中西勇夫君

◎欠席議員(1名)

6番 福庄計夫君

◎出席説明員

市長 桜井道夫君  
助役 佐藤昭雄君  
総務部長 板東知文君  
市民部長 三谷純一君  
保健福祉部長兼福祉事務所長  
安田昌彰君  
経済部長 酒巻進君  
建設部長 藤井雄一君  
水道部長 加藤誠君  
市立美唄病院事務局長  
吉田讓君  
消防長 佐藤賢治君  
総務部総務課長 市川厚記君  
総務部総務課総務係長 阿部良雄君

教育委員会委員長職務代理者 白戸仁康君  
教育委員会教育長 村上忠雄君  
教育委員会教育部長 天野修二君

選挙管理委員会委員長

熊野宗男君  
選挙管理委員会事務局長  
大道良裕君

農業委員会会長 佐藤博道君  
農業委員会事務局長 秋場勝義君

監査委員 川村英昭君  
監査事務局長 遠藤等君

◎事務局職員出席者

事務局長 谷津敬一君

次 長 和 田 友 子 君  
総 務 係 長 濱 砂 邦 昭 君

---

午前10時00分 開議

●議長長岡正勝君 これより本日の会議を開きます。

この場合説明員の代理出席について、次のとおり通知がありましたので、報告いたします。

教育委員会委員長阿部 稔君は、本日及び明日は都合により欠席いたしますので、教育委員会委員長職務代理者白戸仁康君が出席いたします。

---

●議長長岡正勝君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

10番 米田良克議員

11番 古関充康議員

を指名いたします。

---

●議長長岡正勝君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

16日に引き続き矢部議員の3回目の一般質問から入ります。

12番矢部正義議員。

●12番矢部正義議員 資料をいただきましたので、この資料に基づいて質問させていただきたいと思えます。

まず初めに、指名審査会の件でございますけれども、この資料を見ますと、指名基準等に関する取扱要綱ということで、この内容を見ますと契約の事故が主な内容であります。事故の規則は、第6条の3、4ですか、ここだけで詳しくは内容は載っておりません。

明記されておられません。指名審査会の委員は6名ということでございまして、委員長は助役ということで、委員は総務部長、建設部長、経済部長、水道部長及び契約管財課長で、役所の理事者であります。これは、内部の方でございまして、契約に関する審査は情報が漏れる、そんなことからこのメンバーで検討するという必要だと思っております。

しかし、事故による審査は、このメンバーで検討することが適正なのかどうか、私は疑問に思っております。請負業者の事故審査はできるものの、発注者の処分、ペナルティーといえますか、内部のことについてはできないような感じをいたします。今回の事故の審査会は、この審査の内容を見ますと、1回目は第16回審査会議案ということで、8月1日に水道事故の取り扱いについて審査をいたしております。

この内容を見ますと、下記に示す指名停止基準第9「工事事故等に基づく処置基準」第5号の適用の可否について審議した結果、事故の内容から同基準第5号に定める「公衆損害事故」による指名停止の適用も考えられるところではありますが、平成10年水道事故において第5号を適用せずに、同基準第7(1)に規定する書面による注意喚起を行った経緯もあることから、この件についても継続審査として、次回の審査会において整理をするということが書かれております。

2回目は、第17回の審査会議でございまして、これは8月8日、これも同じく水道事故取り扱いについて行われております。この内容も大体似たような感じでございます。

それから、第18回の審査会、これは第3回

です、この事故においては。これが8月10日、開催されております。これも同じく水道事故の取り扱いであります、契約管財課で継続審査事項について調査した結果、当時の審査会において安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故に係る指名停止基準第9、工事事故などに基づく措置基準第5号の指名停止を該当させるべきとの議論経過は確認できなかったと。

今回の水道事故は事前協議内容と異なる施工を行ったほか、現場代理人が不在等、工事請負業者側の安全施工にかかわる管理体制に過失があると判断されたものの、今回の水道事故の処分については前回の事故原因、規模、処理等を勘案し、指名停止基準第7第1号による書面による注意提案するものとして、ここで文書による嚴重注意ということが決まっています。

このことに関しましては、私は何も言うことございませんが、いずれにしても前例をもとに審査会で議論されております。重大事故は、工事現場や工事内容によって違うと思えますし、前段でも申し上げましたが、2次災害が発生したときの考慮を考え、慎重に議論するべきものではないかなと私は思います。

次に、事故マニュアルについて、資料の提出を求めましたが、建設部におきましては事故マニュアルはないと、報告でございました。一般仕様書並びに留意事項がありますが、この内容には注意事項が一般的なものであります。そこで、一般仕様書といいますか、と留意事項、この中で交通安全対策についての留意事項、それと2番目の地下埋設物等の事故防止対策について、このことだけ書かれてお

ります。建設工事に伴う電気通信路事故、水道配水管・ガス管事故は市民生活に重大な影響を与えることが考えられるので、工事請負者は工事着工前に必ず地下埋設物等の管理者と事前協議をし、事故の防止に努めること、これしか書かれていません。

それで、今回新しく特記仕様書・共通事項に地下埋設物のことが盛り込んであります。これは、この書面の裏側に書かれております。これについても、2つ目の地下埋設物（水道・ガス・NTT・北電・下水道等）についてということで、地下埋設物の管理者と十分協議し、必要に応じ試掘調査を実施し、地下埋設物の確認をすること。また確認後施工計画書に埋設物確認書を添付すること、なお確認行為を終了するまで、一切掘削を行ってはならない、これが新たに盛り込まれた内容だと思えます。

このように、建設部は事故マニュアルはないといいながら、仕様書で対応されていると、こう言われております。私は、違うと思うんです。水道部との工事は、同じような作業であっても、工事内容は部署によって違ってまいります。建設部の独自の事故マニュアルを作成するか、市役所全体で対応できるマニュアルをつくるか、検討する必要があると思えます。

次に、平成10年以降の水道事故を含めて、水道事故以外の埋設物関係の事故の報告を求めましたが、この中に書いておりますが、一般会計発注分の水道配水管事故は3件、下水道会計発注分の水道配水管事故は8件、また北電高圧電線路の事故が1件と、合計12件もありました。

その中で、重大な事故が、皆さんご承知だと思いますが、水道事故となって今回の事故と合わせて2件が発生しております。このほかにも水道給水管のような小さな事故も多数あると思うんです。このように大なり小なり事故は起きていることから、今後は事故が発生しないような取り組みを市内全体で十分に検討する必要があると思うんですけれども、どう対応するのか、今後の課題ではないかなと思います。

私は、報告された事故の件数と事故内容を1件ごとに知りたいということで申し上げたんですが、内容については知らされておられません。この後質問者がたくさんいらっしゃいますので、別の機会にお伺いいたしますとしても、いずれにいたしましても平成10年より12件も事故が起きております。8年間で12件ですから、毎年事故は発生していると、こんな勘定になると思うんです。事故は、必ず市民生活に迷惑をかけていることから、絶対に起こしてはならないことではないでしょうか。

工事請負業者に対して、指名審査会を3回開催され、前例を重視して文書による嚴重注意と判断されたことは、私は尊重いたしたいと思います。

また、工事発注所管部の建設部に対して口頭による嚴重注意と答弁をいただきました。何かあいまいなような感じを私は受け取ります。建設部に対しての表現は、はっきり見えておりません。建設部には、関係のない部署もあり、部長なのか課長なのか、また現場に関係する人ではないかと、そう思うわけですが、この建設部に対しての口頭嚴重注

意というのは私には理解できないところであります。

最後に、市長自身の事についてお伺いをいたします。

市長は、水道企業の管理者で、最高責任者であります。企業会計すべての管理者でもあります。このほかにも市立病院や交流拠点施設、ベル・カントの取締役でもあると思うんです。すべての最高責任者でありますから、市長は市民から特に直接選挙で選ばれた最高責任者でもあります。美唄市の首長として、市民の代表として、桜井市長の本当の気持ちを、考え方をお示しいただき、私の質問を終わらせていただきます。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 矢部議員の質問にお答えします。

上水道事故にかかわる発注者責任とその対応についてであります。上水道事故などのライフライン事故につきましては、市民の皆様様の生命、身体や日常生活に多大な影響を及ぼすことになることから、これらの事故に対する対応策や未然防止策などの整備は行政として最優先に取り組むべき課題であると考えております。そのため、市としましては、これまでも業務全般に関しての点検と予防策や対応策等の必要な体制の整備に努めてきているところでございますが、現実には、事故が発生しているのも事実でございます。

私としましては、「水道事業管理者」として市民の皆さんに安全な水を供給するという責任とともに、工事の安全な施工管理の責任を負うという、「工事発注者」として今回の事故を非常に重く受けとめているところであ

り、多くの市民の皆さんに不安を与えたことに対しまして深くおわびを申し上げますとともに、この経験を教訓とし、必要な改善を早急に行ってまいりたいと考えております。

このため、地下埋設物等の事故防止対策としましては、「建設工事発注に係わる仕様書の見直し」を行うこととし、建設工事に伴う電気通信路事故、水道配水管、ガス管事故は市民生活に重大な影響を与えることが考えられることから、発注者としましては工事着工前に地下埋設物等の管理者、工事請負業者との3者で事前協議や地下埋設物の確認を行い、事故防止に努めることとしております。

特に特記仕様書・共通事項におきましては、工事に当たっては地下埋設物の管理者と十分協議を行い、必要に応じて試掘調査を実施し、地下埋設物の確認を行うこと、また施工業者は確認後、施工計画書に埋設確認書を添付すること、さらに確認行為が終了するまでは、一切掘削を行ってはならないこととしたところであります。

また、このことに関する職員並びに工事施工業者に対する周知・指導の徹底を図ってまいります。

さらに、今後の対応といたしましては、水道事故対応マニュアルの見直し作業を進めるとともに、工事発注者側としての事故未然防止策についてのマニュアルなどについて検討を行うなど、必要な事故再発防止策を講じてまいりたいと考えております。

いずれにしても、ライフラインにかかわる機関につきましては、その事故が市民生活に重大な影響を与えることとなりますので、庁内の十分な連携のもとに、その影響を最小限

にとどめる、迅速に対応することが必要であります。その予防策や対応策など、必要な体制の整備を図ってまいります。

私としましては、今後とも事故防止対策に万全を期してまいる所存でありますので、よろしくご理解願います。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

1番吉岡文子議員。

●1番吉岡文子議員（登壇） 2005年第3回定例会に当たり、通告のとおり大綱2点について市長及び教育長に質問いたします。

大綱の1点目は、福祉行政についてです。

小泉内閣の4年半は、構造改革の名のもとに国民に痛みを押しつけることの連続でした。財政再建と声高に叫びながら、社会保障制度を改悪し、受益者負担とっては国民にばかり負担を求めてきました。その結果、従来の雇用形態は一変し、パート、派遣、契約などの不安定雇用が急増し、非正社員が3割に上っています。一家に1人の大黒柱が専業主婦と子どもを養う片働きのライフスタイルが、成立が困難になり、まして世界一高いと言われている子どもの教育費や生活の安定のために、さらには老後のためにと、夫婦共働きを選ばざるを得ない世帯がふえています。生活防衛のための専業主婦の再就職による保育のニーズは、今後ますます高まっていくだろうと言われています。

そこで、本市における保育所についてお聞きします。

第1点目は、各保育所の入所状況についてです。各保育所の定員と、現在の入所人数及び待機者についてお聞きします。

第2点目は、本市の保育料についてお聞き

します。本年度策定の「次世代育成支援美唄市行動計画」の中の就学前の保護者たちのニーズ調査151件の中に、少なからず保育料のことが要望として出されています。本当に本市の保育料が他市に比べて高いのかどうか、管内の他市との比較ではどうなのかお聞きいたします。

次に、子育て支援についてお聞きします。

本市についても、核家族化が進み、子育て支援は重要課題だと感じています。先ほど参考資料として取り上げました「次世代育成支援美唄市行動計画」の中の就学前の親たちのニーズ調査151件の中にも、少しの時間でも自分自身のリフレッシュのために子どもを見てほしい、保護者の病気のときに見てほしいなど、多様なニーズがありました。病後児や夜間保育などのニーズも従来から市民の間から出てきており、こういったニーズのためのファミリーサポートシステムの設置を本年度計画しているとのことでした。

第1点は、そのファミリーサポートは、現在どのように取り組まれているのかお聞きします。

また、ポスターで見ましたら講習会が予定されているようですが、申し込み状況はどのようでしょうか。

第2点目は、チャイルドシートについてお聞きします。平成12年4月1日より、6歳未満の幼児を乗車させて自動車を運転する際のチャイルドシートの装着が法律により義務づけられました。1960年以降、子どもの死亡原因の第1位は不慮の事故となっています。事故には、いろいろな種類がありますが、事故死の中では交通事故死が最も多く、また交通

事故による死傷者数の中では自動車乗車中の死傷者数が最も多くなっています。子どもの命を守る上で最も重要な問題は、交通事故と言えます。チャイルドシートにきちんと座らせることで、死者は75%減少し、重傷者は57%減少するという試算が交通事故総合分析センターの資料からも出されています。本市でもチャイルドシート導入当初は貸与してはいたはずですが、その後はどうなっていますでしょうか、お聞きいたします。

大綱の2点目は、教育行政についてです。

初めに、不審者や不審電話についてお聞きします。不審電話などは、世間を騒がせたいのか、はたまた本気なのかわからないというところが不気味なところですが、今年度本市の教育現場での不審者情報や不審電話の件数や内容、対応についてお聞きします。

次に、学童保育についてお聞きします。

働く親たちの切実な願いから生まれ、広がってきた学童保育ですが、1997年の児童福祉法改正で法制化されてからますますその必要性が認識されることになりました。本市においては、放課後児童対策ということですが、

第1点目に、まずこの呼称、呼び方についてお聞きします。私としては、学童保育という方がわかりやすいと思うのですが、この名称を使う意味について伺います。

第2点目に、各施設ごとの定員と入所状況についてお聞きします。

第3点目には、その学童保育に係る費用についてお聞きします。

第4点目は、指導員の配置や待遇についてお聞きします。

第5点目には、児童館について、今後の取

り扱いについてお聞きします。

最後に、ブックスタートについてお聞きします。

この事業については、今年度開始ということですが、どのようになっているのか伺います。

以上、この場からの質問を終わります。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 吉岡議員のご質問にお答えします。

初めに、福祉行政について、ファミリーサポートシステムについてであります。昨年度より市民の方や主任児童委員等によるファミリーサポートシステムについての学習会を開催するなど、本市の実態に合ったシステムについての検討を進めてきたところであります。

今月からは、この事業を実際に支える方などを対象とした講習会を開催することとしております。この講習会には、現在18名の申し込みがありますが、より多くの方が受講していただけるよう、さまざまな機会を通して周知に努めているところでございます。

なお、講習会の終了後には試験的な預かり実習などを行い、本年度末の立ち上げを予定しているところでございます。

次に、「チャイルドシート貸与事業」についてであります。平成12年4月から6歳未満児にチャイルドシートの装着が義務づけられたことから、その普及と交通安全の促進を図ることを目的に、交通安全3ゼロ運動推進協議会において貸与事業を行ってきたところでございます。

その後チャイルドシートがシート型からベ

ッド型に型式が変わってきたことや年齢に合ったシートの不足などにより、利用件数が平成12年に109件、平成16年度には12件と急減した反面、1歳未満児の全国装着率が73.6%と普及が図られたこと等から、本年3月末をもって事業を廃止したところでございます。

なお、保育所の入所状況につきましては、保健福祉部長から答弁をいたします。

●議長長岡正勝君 保健福祉部長。

●保健福祉部長安田昌彰君 保育施設につきましては、私から答弁させていただきます。

初めに、保育所の入所状況についてであります。本年9月1日現在、認可保育所で申しますと、中央保育所では定員が60名で、3歳未満児16人、3歳以上児49人で、合計65人。

東保育所では定員が45名で、3歳未満児19人、3歳以上児31人、合計50人。

西保育所では定員が45名で、3歳未満児16人、3歳以上児38人で、合計54人。

三井美唄保育所では定員が30名で、3歳未満児8人、3歳以上児24人で、合計32人となっております。

すべての保育所で定員を超える入所状況となっております。

また、へき地保育所で申しますと、茶志内双葉保育園では定員が45名で、3歳未満児9人、3歳以上児16人で、合計25人。

峰延保育所では定員が60名で、3歳未満児14人、3歳以上児32人で、合計46人。

進徳保育園では定員が60名で、3歳未満児8人、3歳以上児49人で、合計57人。

西美唄保育園では定員が30名で、3歳未満児3人、3歳以上児11人で、合計14人。

中村みのり保育所では定員が30名で、3歳

未満児4人、3歳以上児9人で、合計13人となっており、

各保育所とも定員には満たない状況となっております。

なお、待機児童につきましては、中央保育所で3歳以上児2人、東保育所で3歳未満児3人、3歳以上児1人の計6人の待機状況となっております。

次に、保育料についてであります。認可保育所につきましては、本年度より世帯の課税状況に応じた階層区分を12階層から国の基準に準拠した7階層にしたところであります。

管内10市で比較しますと、他市のほとんどが国の基準に準拠しており、国の基準では施設規模により保育料が設定されていることから、保育所規模が小さい本市では、保育料は他市に比べ若干高い傾向となっております。

また、へき地保育所の保育料につきましては、保育時間や運営経費など、認可保育所との比較を行い、認可保育所の1年おくれの保育料の4割相当額を保育料としております。

なお、他市でのへき地保育所保育料につきましては、一律の保育料となっているところが多く、金額については保育所によりばらつきがあるところであります。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 吉岡議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、不審者や不審電話などについてであります。平成17年度につきましては、不審者情報7件、不審電話情報9件がそれぞれ報告されております。

主な内容でございますが、不審者につきましては、児童生徒に声をかける、車に誘うな

ど、不審電話につきましては学校や教育委員会等の職員名を名乗り、個人情報である住所や電話番号を聞き出すなどでありまして、

教育委員会といたしましては、そのような情報が報告された際、早急に事案の緊急性及び重大性を把握するとともに、各幼稚園、小学校及び中学校等へ生徒指導情報として情報発信し、注意の喚起及び具体的な指導等の提示を行い、園児や児童生徒の安全確保に努めているところでございます。

また、警察署と不審者及び不審電話等の情報を共有するなど、より実効性のある連携に努めているところでございます。

次に、学童保育についてであります。初めに呼称についてであります。

厚生労働省は、保育という言葉は、小学校就学前の児童を対象としており、就学後の児童には健全な育成を図ることが必要として保育と区別し、従来の補助事業である放課後児童対策事業の延長であるという意味を込めて平成9年6月から放課後児童健全育成事業という呼称を使用するようになりました。

本市におきましては、学童保育あるいは留守家庭児童会という名称で事業を実施してまいりましたが、平成14年4月から国の制度名に合わせ統一をしたところでございます。

次に、各施設の入所状況についてであります。先月末現在東地区放課後児童施設は定員60名に対し60名、中央小学校区放課後児童施設も定員40名に対し40名が入所しております。南美唄小学校区放課後児童施設は定員30名に対し21名の入所となっております。

次に、費用についてですが、児童1人当たり月額3,000円の負担金となっておりますが、

減免制度がありますので、生活保護法による被保護世帯は全面免除としており、準要保護世帯は2分の1の減免となっております。

次に、職員の配置や待遇ですが、職員数は定員数、障がいのある児童等の関係で施設ごとに異なっております。東地区は、嘱託1名、臨時3名で、計4名、中央小学校区は嘱託1名、臨時4名の計5名、南美唄は嘱託1名、臨時2名の計3名となっております。

障害児専任指導員は、中央小学校区で2名、東地区で1名となっております。

勤務時間につきましても、各児童施設の設置状況により異なっておりまして、東地区では11時45分から18時15分、中央小学校区では児童館で実施しておりますので、8時30分から18時15分、南美唄は南美唄コミュニティセンターを利用しているために9時30分から18時までの勤務となっております。

なお、学校休業日の土曜日や長期休業は、各施設とも7時45分から18時まで受け入れをしております。

次に、児童館についてであります。美唄市立児童館は、施設の老朽化と利用児童数の増大により手狭になったことから、児童の安全を考え4月より勤労青少年ホームを利用して事業を行っております。体育室が広いことや部屋数も多く、それぞれ有効に利用されていると考えております。

また、子どもたちは、夏場外で遊ぶことを好むことから、ホームの裏側の空き地あるいは向かいの児童公園に時間を決めて遊ばせております。

なお、道路横断に関しては、指導員による安全指導を行っているところでございます。

市立児童館につきましては、現在使用しておりませんが、築後40年ということもあり、今後のことにつきましては、補修あるいは取り壊しの両面で検討してまいりたいと考えております。

また、放課後児童施設につきましても、少子化がさらに進む中で親が安心して子育てができる環境づくりのために、既存の学校施設や社会教育施設など、公共施設の有効利用などを検討してまいりたいと、このように考えております。

次に、ブックスタート事業についてであります。絵本を通して乳幼児の心健やかな成長を応援するために、保健センターと連携し、本年4月2日以降に出生した乳児の7カ月健診に合わせ、11月から実施することとしております。今年度のブックスタート事業は、NPO法人ブックスタートが推奨する「もこもこ」と「ぴょん」という題名の絵本2冊と読み聞かせアドバイス集や絵本ガイドのほか、本市の子育て支援施設の利用案内等をバッグに入れて差し上げることであります。

また、図書館では、すでに実施しております幼児や低学年児童を対象とした月例のおはなしの会に加え、新たにフォローアップ事業として乳幼児向けの金曜おはなしの会を今月より毎週実施しているところであり、ブックスタート事業を通し、さらに家庭での子ども読書活動が推進されますよう努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上申し上げます。答弁とさせていただきます。

●議長長岡正勝君 1番吉岡文子議員。

●1番吉岡文子議員 自席から再質問させていただきます。

最初に、保育所の問題ですけれども、認可4保育所すべて定員超過の状況の上に、なお待機者がいるという、こういう事態を市長としてどのように受けとめるのかをまず伺いたいと思います。

それと、ファミリーサポートシステムにおける夜間預かりや病後児預かりについてはどうなるのか、実施時期とかも含めてどのようにお考えになっているのかお聞きしたいと思います。

次に、チャイルドシートについてですけれども、本年度3月で終了しているということなんです、装着の重要性については私が先ほども述べましたけれども、十分認識されていることだと思います。全国の装着率だけで判断しても、美唄市の装着率を調査していないのでは意味がないのではないかなというふうに感じます。

それと、北海道は全国的に見ても事故多発地帯、特にスピードの出し過ぎによる事故が多いと言われている地域なので、それに対応するためのチャイルドシートはまたまた必要になってくるのではないかと。

それと、先ほど乳幼児ベッド式と言われましたけれども、実はチャイルドシートというのは結構大きくなってからもシートベルトかからない子どもには必要なわけであって、年齢が上がるにつれて、本来であれば買い換えをしていかなければならないと、そうすると子育て中の世帯というのは、やはりほかにもかかる場所が多いものですから、どうして

もチャイルドシートを軽視しがちなんですけれども、これだけ車社会が発達しているとなれば、その必要性というのはまたまた大きくなるわけで、経済的な負担を解消する意味からも交通事故から美唄市の子どもを守ることからも、やはり世代別のチャイルドシートの貸し出しを行政が考えていかなければならないのではないかと私は考えますけれども、どのようにお考えでしょうか。

それから、学童保育についてですけれども、先ほども教育長の方からも言われましたけれども、いまの児童を取り巻く状況というのは、本当にいつ何が起こるかわからない、安全とは言えないので、学童保育4年生までと言われましたけれども、学童保育の範囲に入らない、親が望んでない場合もありますけれども、放課後児童事業に入っていない子どもでも結構まちの中には見かけるわけで、そういった児童が安心して遊べる場というのはやっぱり児童館ということで、必要でないかなというのをつくづく思います。

いまの児童館は、ご存じのように西側の1館だけなんで、東地区にはないんですけれども、東小学校、東栄小学校地区の児童が通いやすい地域に放課後の安心して遊べる場が必要だというふうな話がよく東地区の保護者の方から言われるんですけれども、それについてどのようにお考えか伺いたいと思います。

それと、ブックスタートですけれども、今年度から始まるということで、私も実際に実物を見せていただいて、それで子どもたちと親がふれあう場というのは本当に大事なと思うんですけれども、ここからがスタートであって、これで終わりではないというふうに

思うんです。特に絵本を読むということは、大人の心もまたいやしてくれることなので、これを機会にぜひ読み聞かせの大事さというのは図書館ではやってると思うんですけれども、そのほかにもたくさん読み聞かせの重要性をお話する講師の方もいらっしゃるので、美唄市として講演会などを予定する計画はないのか伺いたいと思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 吉岡議員の質問にお答えします。

初めに、待機児童についてであります。待機児童解消のため、定員の25%増まで入所が可能でありますので、施設状況や入所児の年齢構成を考慮し、対応するほか、希望以外の保育所を紹介するなど、解消に努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、病後児保育等についてであります。ファミリーサポートシステムにおきまして、病後児保育や夜間預かり等についての対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、本市におけるチャイルドシートの装着率につきましては、把握をしておりませんが、美唄警察署管内でのチャイルドシート非装着による違反者数は、平成15年度でゼロ件、平成16年度で1件となっておりますことから、かなりの普及が図られているものと考えております。

このことから、保護者の方々の負担も十分に承知をしておりますものの、「チャイルドシート貸与事業」の継続につきましては、現在考えていないところでございます。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 吉岡議員のご質問にお

答えを申し上げます。

東地区の児童館施設についてでございますけれども、この児童館施設につきましては、私ども教育委員会といたしましても現在の子どもたちを取り巻く、この社会環境の悪化ですとか、少子化の中で、親も子どもも安心して、より多くの子どもたちが遊ぶことのできる環境づくりの1つとして、これは必要であるものと考えております。

こういったことから、この東地区も含めまして、児童の居場所づくりとして既存の学校施設、社会教育施設等、公共施設などの有効活用について十分検討してまいりたいと、このように考えているところでございます。

このブックスタートにつきましては、これは現在若い人や大人の方にも、いまご質問にありましたように、心にゆとりを感じさせると申しますか、豊かさを感じさせるということで、非常に人気が出てきているものでございますけれども、この読み聞かせ、読書に対する興味というのはこれから子どもたちが育つ上で本当に大切なことであるということは十分認識しているところでございます。

ただいまご質問にありました講演会につきましては、私ども現在今年度については計画しておりませんが、この読書、読み聞かせの持つ重要性ということを十分子どもを持つ親にも、そして一般市民の方にもその大切さというのを十分浸透して、この読み聞かせ活動、ブックスタート事業を内容の充実も努めてまいりたいと考えてございます。

●議長長岡正勝君 1番吉岡文子議員。

●1番吉岡文子議員 再々質問させていただきます。

保育所の待機者の件なんですけれども、先ほどの市長の答弁では25%オーバーでも構わないというような基準になっているということなんですけれども、市長はそれで本当にいいというふうにお考えでしょうか。建築費や人件費を節約することはできても、そこには子どもを大事にするという考えは存在しているのでしょうか。

子どもの人数の多い保育現場では、実際にかみつきのトラブルがふえて大変だとか、はやり病気がすぐに蔓延してしまうなどの小児科医からの警告もされています。既存の施設を定員オーバーの状態でふくらませて使うという安上がりの考え方は、結局のところ行政のためにはなっても子どもや親、また保育従事者のためにはならないはずで、子どもの最善の利益を考えた施策が望まれるところなんですけれども、私はこれからの社会の中でやはり女性がもっと社会進出していくためには、保育所の充実ということは欠かせないと思いますので、保育所の新設を含む保育施策の充実が必要だというふうにご考えていますけれども、その点について市長はどのようにお考えか伺いたいと思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 吉岡議員の質問にお答えします。

これから社会を担う子どもたちの、本当に保育という問題、それからまたこれからいろいろな職につくということで、そういう経済的な部分から保育所に預けると、そんなことがございますけれども、私先ほど言いました、最大で25%までその枠をふやして対応することができるということをございまして、やは

り25%増になりますと、子ども1人ひとりに目も行き届かなくなるというようなことがありますから、まず優先的には希望以外の保育所、ここに行っていただくと、このことを第1に考えたいと。

それから、いまそういう形で対応がふえていくとなれば、これはいろいろ保育士の確保とか、そういう問題も含めて、いまこの時点で新設するということは私も言えないところから、いまある施設を何とか利用しながら子ども1人ひとりに目の行き届く保育をしたいというふうにご考えております。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

8番谷内八重子議員。

●8番谷内八重子議員（登壇） 平成17年第3回定例会市議会に当たり、さきに通告してありました大綱1件、福祉行政の中の地域福祉について市長に質問します。

19日の敬老の日を前に、13日に厚生労働省が高齢者名簿を発表しました。それによりますと、100歳以上のお年寄り、昨年からは約2,600人ふえ2万5,606人となりました。人口問題研究所の20年後の推計では、2025年にはすべての都道府県でひとり暮らし世帯の割合がトップになるほか、道内に関しては65歳以上の高齢者のひとり暮らし、または夫婦だけの世帯は全体の31%に達し、世帯主が65歳以上の高齢者世帯は20年以降では全体の40%に迫ると推計しています。

昨日の報道では、総務省が推計した人口推計によると、我が国は9月15日現在で65歳以上の高齢者が2割を占め、国民の5人に1人が高齢者になりました。かつて読んだ本の中に、岐阜女子大学学長であられる堀幹夫氏の

長寿の秘訣が紹介されていました。心も頭も楽しくなる環境をつくることも最高の長寿の薬である、長寿を楽しんでいる人の周辺あるいは家庭に共通しているのは、そこには必ず温かな賞賛の拍手が満ちていることです。人間は、だれからも関心を持たれなくなると一気に老けてしまいます。拍手欠損症候群が現代社会の1つの現象と言われてますから、どうぞ皆さんの力でそんな社会現象をひっくり返してくださいと紹介されていました。

高齢者にとって、自分のいる場所があることほど、精神的充足感を感じられるのではないのでしょうか。幸せな老後を送るためには、自分自身が常に前向きに生きると同時に、周りの人が温かく接することが大切であると思います。さて、高齢化が進む中、認知症高齢者や1人暮らしの高齢者も多くなり、高齢者をねらった犯罪が頻発し、その対策が急がれています。

地域にあっては、町内会行事や老人会行事などの参加への声かけや、保健推進員や民生員の方などの訪問などを通して、日ごろだれかかれかがかかわるといふ地域の見守りの重要性が今後ますます増してくると思います。

国民生活センターによると、住宅リフォームの訪問販売に関する相談件数は1995年度は3,083件、2003年度には9,507件に増加、2004年には8,728件と、やや減少したものの依然として高水準で推移しているといえます。このうち、認知症などの判断不十分者の2004年度の契約に関する相談件数は、95年度の約9倍で、その7割が70歳以上の高齢者、同一業者が同じ工事を次々に契約させたり、複数の業者に次々と契約させられる次々販売については、

約42倍の約800件という急増ぶりと言われ、その6割もまた70歳以上の高齢者と言われております。

特に判断不十分契約者では、80歳以上の事例が35%に達し、認知症などで判断力の不十分な高齢者がねらわれている実態が浮き彫りになっています。

こうした悪質な訪問販売リフォームについては、特定商取引違反や詐欺、恐喝の容疑で、昨年だけでも75件が摘発されています。ことしも6月30日に、住宅リフォームグループサムニイーストの社員らが逮捕され、契約者5,400人、契約額は約115億円という過去最大規模のリフォーム詐欺事件が発覚するなど、問題が深刻化しています。

リフォーム詐欺の主な手口は、突然訪問して住宅を点検、床下の湿気が多い、かびが発生している、シロアリが発生している、屋根裏の木材が腐っている、雨漏りがする、このままでは家が壊れると不安をあおるセールストークが目立つといえます。

高齢者は、業者の言いなりになりやすいことから、被害の拡大を招いていると言われております。国民生活センターに寄せられた相談事例の1つに、1人で暮らす70歳の母親が心配で帰省したところ、大量の契約書の束を発見、調べてみると5年前から18業者と47件のリフォーム契約を繰り返し、その総額は1,570万円に上ることが判明しました。支払いの多くは、年金支給日をねらったかのような現金払い、母親は契約時の状況を覚えておらず、貯金はほぼ底をついていました。

母親は、数年前から認知症だった可能性が高く、同センターが調査を依頼した建築士は、

工事内容について、必要ない、効果が不明、適正とは言えない、ずさんなど、多くの問題を指摘、壁塗装工事は通常の33倍、クロス張りは約21倍、そのほかにも通常単価の約10倍以上と法外な金額であることを明らかにしました。

高齢者と言われる方たちは、高度成長期を一生懸命働いてきた人たちです。社会を形成し、人生をつくり上げてこられた方が、人生の総仕上げの年代で、こうした悪質な犯罪業者によって、財産を食い物にされる、このような犯罪被害から守らなくてはなりません。

本市においても、子どもたちが皆遠くにいて、ひとり暮らしをしている方も多くおります。このように、最近高齢者をねらった悪質商法が頻発していることから、成年後見制度の必要性はますます高まっています。

以上のことから、1点目は、本市の高齢化の推移について。

2点目は、訪問販売等の苦情に対する相談件数、たとえば住宅リフォームや高額な布団売りつけ、水回りに関する苦情相談がどのくらいあるのか、消費者協会の相談状況について。

3点目は、成年後見制度利用支援事業及び地域福祉権利擁護支援事業の趣旨と成年後見制度利用支援事業を開始してから現在までの相談及び利用状況についての3点について、市長に伺います。

以上で、この場からの質問を終わります。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 谷内議員のご質問にお答えします。

初めに、福祉行政について、本市の高齢化

の状況についてであります。平成16年10月1日現在で申し上げますと、市の総人口は2万9,809人、65歳以上の人口は8,342人、高齢化率は28.0%でございます。

ひとり暮らしの高齢者の人数は2,122人、ひとり暮らし高齢者が全高齢者に占める割合は25.4%で、この5年間で比較しますと、約15%伸びている状況でございます。

また、総世帯数は1万3,352世帯のところ、高齢者のみの世帯数は3,723世帯で、全体の27.9%となっております。

次に、高齢者をねらった犯罪の相談件数であります。平成17年度65歳以上の高齢者で消費者協会に寄せられた苦情相談は、8月末現在で申し上げますと、不正請求に関する相談が15件、下水管洗浄等の工事に関する相談が1件、化粧品訪問販売に関する相談が2件、布団のリフォームに関する相談が3件、電話などサービスに関する相談が3件、送りつけ商法に関する相談が1件、合計25件となっております。

また、市民の方から寄せられた全体の相談件数は61件で、高齢者の占める相談件数は41%となっております。

次に、成年後見制度についてであります。認知症の方や知的障害などで、判断能力の不十分な方々に対し、財産管理や身上監護について支援することを目的とした制度で、これを利用する場合は家庭裁判所への審判開始の申立が必要で、本人または親族の方が行うこととなっております。

なお、親族などの身寄りがない方については、市町村長に申立権が付与されているところでございます。

本市におきましても、平成15年度から「成年後見制度利用支援事業」として取り組みをしているところでございます。

また、地域福祉権利擁護事業については、福祉サービス利用手続きや生活費の管理が1人では難しい方などに対して、各市町村に配置されている生活支援員がサービスを提供する事業でありまして、各市町村の社会福祉協議会が相談窓口となっております。

これまでの相談状況につきましては、成年後見制度について市への相談が4件、美唄市社会福祉協議会では、地域福祉権利擁護事業の相談も合わせ34件となっております。

また、本市の成年後見制度の利用状況では、美唄市社会福祉協議会が把握している数で申し上げますと、法定後見の補助人が3件、任意後見人が1件となっており、地域福祉権利擁護事業につきましては、現在のところ6名が利用している状況となっております。

●議長長岡正勝君 8番谷内八重子議員。

●8番谷内八重子議員 自席から再質問させていただきます。

ご答弁ありがとうございます。

1点目の高齢化の状況につきまして、高齢化率が28%と、さらに前年度から高くなっております。ひとり暮らしの高齢者が全高齢者の25.4%を占めて、この5年間で約15%も伸びてるといふ状況、また世帯数においても高齢者世帯が全体の27.9%という状況でありました。

高齢化の未来の姿は、先ほど述べましたとおり、ひとり暮らしの高齢者が多くなることや、高齢者世帯の増加や時代の変化とともに犯罪も変化しております。消費者協会の苦情

相談の4割が高齢者であることから、その傾向性がうかがえます。

住宅リフォームに関する相談が、いま聞いたところでは幸にもないということですが、水面下ではこうした犯罪の被害に遭われている方も全国的には相当数いるとも言われております。事件として表面化していないものも、本市においても過去に、先ほどの被害の事例と同様の次々契約をされ、やはりひとり暮らしで、高齢者本人は自分がだまされたという認識がなく、業者の言いなりに契約を交わし、1件の契約の支払いが終わらないうちに何件かの契約をしたために、月々の支払いの総額が大きくなり、月の年金がそっくり支払いに回って、食事は近隣の人から援助を受けている、周囲の方はそんなことで生活が困窮しているとは知る由もなく、たまたま親切な地域の方が、それを知ることになって、食事や生活のやりくりまでお世話をしていただいて支払いを終えた方が現実にはいたと、こういうことを聞いております。

17日の報道によりますと、政府は16日開かれた消費者政策会議において、相次ぐ悪質住宅リフォーム被害に対処するため具体的対策を決定したと報じられました。

1つに、悪質な事犯の取り締まり強化。

2つに、関係業界に再発防止の自主的対応を促す。

3つに、被害者の救済強化。

4つは、高齢者への注意、呼びかけ。

5つ、認知症の高齢者を保護、支援する成年後見制度の利用促進を打ち出しました。

このうち、制度自体が余り知られてない上に、この制度を利用しようとされる対象者の

判断能力の鑑定に5万円から10万円程度の費用がかかることから、費用負担軽減について、最高裁は鑑定費の定額化に努める姿勢を示しているようです。

また、この後見制度が利用しやすくするため、申し立て権者になる親族を調査するため、その範囲を4親等とまでされているところも2親等までに範囲を緩和する方向でも法改正を検討されているとも聞いております。

また、地域ぐるみで高齢者を守るため、厚生労働省は来年から各市町村に配置される地域包括支援センターを活用して、社会福祉士が中心となって高齢者などの権利擁護に取り組む方針を決定しました。

成年後見制度利用支援事業は、市町村が次のような取り組みを行う場合に国が補助するということが調べてみますと、

1点目は、成年後見制度利用促進のための広報、普及活動の実施の取り組み。その1つに、在宅介護センター、居宅介護支援事業者等を通じた成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成、配付。

2つには、高齢者やその家族に対する説明会、相談会の開催。

3つに、後見事務等を廉価で実施する団体等の紹介。

大きく2点目には、成年後見制度の利用にかかわる経費に対する助成については、後見人の報酬等に係る必要な経費の一部、また助成対象経費については、成年後見制度の申し立てに要する経費、登記手数料とか鑑定費用などの経費となっています。

これからますますそういった需要が多くなるのではないかと思いますので、この補助制

度を活用して、この制度を必要とされている方々にもっと利用してもらおうべきではないかと思えます。

市としては、この利用支援事業に対して、予算が10万9,000円と計上していますが、平成15年から始めたということで、15年、16年もこの予算を使ったことがありません。この利用促進のための広報、普及活動をまず行っていただくことが大事ではないかと思えます。

以上のことから、成年後見制度利用支援事業に対する今後の取り組みについて、市長のお考えをお伺いいたします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 谷内議員の質問にお答えします。

成年後見制度についてであります。この制度はご承知のように、平成12年に民法の改正に伴い制度化されたものでありまして、最近特に高齢者や認知症のある方に対する悪質な訪問販売など、多様な犯罪が起きている社会現象を見ますと、地域での高齢者に対する声かけなど、地域住民の結びつきや成年後見制度などを活用し、被害を未然に防ぐことは、これからの高齢化社会や、安心して暮らせる地域づくりが必要であるものと考えているところでございます。

このことから、本市におきましては、この制度を必要としている方が有効的に活用していただけるよう、さまざまな機会を通じて周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

3番五十嵐 聡議員。

●3番五十嵐 聡議員（登壇） 平成17年第

3 回定例会に当たり、大綱 2 点について市長にお伺いいたします。

大綱 1 点目は、農業行政について。

ことは、春の雪解けが平年よりもおそく、春作業はおくれましたが、その後 7 月、8 月は高温多照に経過し、心配された台風被害もなく、農作物の生育はおおむね平年並みに推移し、特に水稲においては生育が進み、いまは収穫の最盛期で、作柄、品質ともに良好で、5 年ぶりの豊作が見込まれます。

全国的にも米は豊作基調で、17 年産米の第 1 回、2 回の入札で過去最安値の入札。生産者は、生産費を補えない中で、国際的な原油価格の高騰で生産資材も上がっており、経費の節減も限界で稲作農家の経営は悪化する一方であり、豊作であっても来年度の経営の継続ができるか、喜ばない厳しい状況におかれております。

そこで、1 点目、本年の主要農作物の作柄予想。

2 点目、本市での過去 5 年間の米の売上高。

3 点目、生産者の負債の推移と 1 戸当たりの平均負債額。

4 点目、8 月 21 日に、100 ミリを越す大雨が降り、一部の河川がはんらんし、農作物も一部で冠水、特にタマネギ畑がひどかったわけですが、地域の方々の協力で被害は少なく済んだと聞いております。

本市には、多くの河川が点在しており、整備されていないところも多く、排水路においても同様で、集中した雨が降ると農作物が冠水し、水はけが悪く、田畑輪換ができず、安定した生産が望めない地域もあります。

農村地区における排水路整備対策の考えを

お伺いいたします。

5 点目、同僚議員も何度か質問しました米粉施設、7 月 31 日、米粉施設の先進地の岡山県哲西町へみずほ議員会で行政視察に行ってきました。哲西町では、平成 14 年に農業委員会の研修で米粉パンと出会い注目、地域おこし、地産地消をメインとし、平成 16 年に製粉、製パン施設の建設を 2 年で踏み切りました。

本市においては、米粉調査検討を重ねて 5 年が経過しております。私は、北海道で最初の米粉施設の導入を図り、美唄から全道へ米粉製品を広めるべきだと考えます。

9 月 15 日の北海道新聞に、岩見沢市は岩見沢農協と協力し、米粉を製造する実証実験を目的に、小規模施設を導入するとの報道がありました。市長のお考えをお伺いいたします。

大綱 2 点目は、環境行政について。

環境省より予算がつき、2 年かけて宮島沼に観察センターが建設されると聞いております。宮島沼水鳥・湿地センター運営協議会準備会も開かれ、また市民団体、宮島沼の会が小学生や農家、建設業者の協力を得て、水鳥を観察するわらの家づくりの報道もあり、マガン、ハクチョウの飛来を待ち望んでいる市民も多くおられると考えます。

1 点目、宮島沼野鳥観察センター建設へ向けての進捗状況と建物の活用計画について、

2 点目、野鳥観察センターが建設されることにより、いままで以上に多くの来訪者の訪れを期待するわけですが、一方で地域の農作業等に支障が出る心配も考えられます。沼の周辺環境整備についてお伺いいたします。

以上で、この場からの質問を終わります。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 五十嵐議員のご質問にお答えします。

初めに、農業行政について、農村地区の排水路整備対策についてであります。農産物の生産性の向上を図るためには、排水路は重要な施設であります。このため、道営圃場整備事業の中などで基幹となる排水路を整備してきたところであります。今後におきましても地域の状況を把握し、基幹排水路の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、米粉施設についてであります。米粉製粉施設を整備することで、利用者への安定供給体制の確立や米粉利活用の促進、拡大が図られるほか、美唄産米のPRや地産地消の推進など、農業の振興や地域経済の活性化につながるものと考えております。このため、道外の事例を参考に、米粉施設の整備について検討を進めているところでございます。道内製粉業者に新たな動きがあることから、この動向を見定めた上で判断してまいりたいと考えております。

次に、宮島沼野鳥観察センター建設の進捗状況と活用計画についてであります。〔仮称〕宮島沼水鳥・湿地センターの施設整備につきましては、4月に環境省の説明会があり、その後環境省が実施設計を発注し、8月には〔仮称〕宮島沼水鳥・湿地センター運営協議会準備会を開催し、施設の細部にわたり検討を加えてまいりました。

その後、国、道、市による3者協議を2度開催し、現在環境省は実施設計の詰めの作業と地権者との用地交渉を進めているところでございます。

施設の利活用については、地域住民と来訪

者がふれあえる交流の場としての活用を国、道などとも協議しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、宮島沼周辺環境整備計画についてであります。新しい施設が建設されることにより、宮島沼を訪れる方がふえ、交通量の増加も予測されることから、宮島沼保全活用計画に基づく整備のほか、自然環境の保全に配慮しながら、地域住民の要望を踏まえた駐車場や道路整備など、周辺環境整備について検討してまいりたいと考えております。

なお、主要作物の作柄予想等については、経済部長から答弁をいたします。

●議長長岡正勝君 経済部長。

●経済部長酒巻進君 本年の主要農作物の作柄予想について、本市の過去5年間の米の売上高について、生産者の負債の推移と1戸当たりの平均負債額については、私からご答弁をさせていただきます。

本年の主要農作物の作柄予想についてであります。水稲については、統計情報センター作柄概況では、8月15日現在、空知管内は「良」となっているほか、農協からも収量、品質とも良好であると伺っており、平年作を上回るものと見込んでおります。

また、調製や収穫作業が進んでいる小麦やタマネギをはじめ今後収穫となる大豆についても収穫量は「ほぼ平年並み」になるものと見込んでおります。また、アスパラについては、天候等の影響もあり、平年作をやや下回るものと見込んでおります。

次に、本市の過去5カ年の米の売上高についてであります。農業産出額で申し上げますと、平成12年が65億円、平成13年が61億円、

平成14年が56億円、平成15年が51億円となっております。また、平成16年は、概数値ですが、44億円と見込んでおります。

次に、農業者の負債の状況についてですが、「いわみざわ農協」の組合分を除く市内2農協における1戸当たりの平均貸付残高で申し上げますと、平成12年度末では1,810万円、平成13年度末では1,780万円、平成14年度末では1,800万円、平成15年度末では1,720万円、平成16年度末では1,730万円となっております。過去5年間の平均では1,770万円で、農業者の負債はほぼ横ばいの状況にあると考えております。

●議長長岡正勝君 3番五十嵐 聡議員。

●3番五十嵐 聡議員 何点か再質問いたします。

稲作農家は、過去5年間を見ても売り上げ、所得は毎年悪化しております。17年産米は、農家手取りで1万円。本年は、全国的に豊作基調から、過剰米も予想され、主食用以外に回す集荷円滑化対策が発動されますと、過剰米は6,000円程度にしかならず、本市の経済に与える影響もはかり知れません。

少子高齢化、食の変化で主食である米の国内消費量は、毎年減少しており、幾ら生産者が売れる米づくり、品質向上の取り組みに努力されても再生産が望めない価格であります。本市は、主食の米を中心とした水稻農業者が多いわけですが、私は米へのこだわりからの脱却も必要ではないかと考えますが、何か対策のお考えがあれば、お伺いいたします。

次に、農業生産物は、自由競争世界に入り、低コストで高品位な生産が求められることか

ら、作業効率の改善、土層改良、用排水施設の整備を一体に行い、田畑輪換が容易であり、担い手育成と次世代の農業、農村をつくる総合的な視点から、農地の環境改善を目的に、国による国営農地再編整備事業の取り組みを茶志内、沼の内地区が検討されているように聞いております。実施実現へ向けて、市長の考えをお伺いいたします。

次に、宮島沼水鳥・湿地センターの活用ですが、マガンやハクチョウの飛来は、春1カ月、秋1カ月ほどであり、10カ月は来訪者も少なく、特に冬期間の利用は少ないと考えます。

私は、建物を有効利用する上で、環境省の縛りもあると思いますが、加工施設をも備え、地元地域はもとより、他の地域との地域間の交流や老人会、婦人会、小中学生などと世代間の交流、特に生産者と消費者の交流など、多目的に利用できる場所を備えた施設の建設を希望するわけですが、市長のお考えをお伺いいたします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 五十嵐議員の質問にお答えします。

初めに、水田農業の方向性についてですが、米政策改革など農業の構造改革が進められる中で、本市水田農業は米をはじめとする農産物価格の低迷や農家戸数の減少、担い手農家の高齢化など、厳しい状況にあるものと考えております。

これらを克服し、持続的に発展していくためには、水稻では品種作付の適正化や消費者などのニーズに対応した販売戦略の確立など、売れる米づくりに向けた取り組みを進めるほ

か、畑作物では小麦や大豆等の本作化の強化や、花き、野菜等の積極的な生産振興による経営の複合化、さらには小規模経営体等が連携した地域営農システムを構築していくことが必要であると考えております。

そのためには、各農協の水田農業推進協議会が「水田農業ビジョン」をもとにこれらを着実に実践していくことが重要であることから、市といたしましては協議会の構成機関・団体とともにビジョンの実践の強化を図ってまいりたいと、このように考えております。

次に、国営農地再編整備事業についてであります。平成18年度から美唄市全域を対象とし、地域の課題や状況等を把握し、地域内において事業化できる可能性を検討する広域調査を行う予定となっております。事業実現に向けましては、この調査に基づき農業基盤の整備方向等について、地域や各関係機関、団体等とともに検討してまいりたいと考えております。

最後に、施設の利活用についてであります。今後施設の利活用については、(仮称)宮島沼水鳥・湿地センター運営協議会の中で協議してまいりたいと考えており、具体的な内容については、農作物の加工試験、イベントの開催、また小中学生の環境学習の場として利用するなど、マガンの飛来時期以外の有効利用についても今後検討してまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

18番紫藤政則議員。

●18番紫藤政則議員(登壇) 2005年第3回定例市議会に当たり、私は財政運営、交流拠点施設等、市長選公約、そしてゆたかニュー

タウン集会所の大綱4項目について市長に質問いたします。

まず、最初は財政運営についてであります。

この質問の視点は、私たち議員や市民の皆さんが予算書や決算書、そして監査意見書等、広く目に触れることができる、そういう資料を見ても理解しづらく、また表面から隠れてしまって把握ができない将来に及ぶ債務、これを潜在赤字とした場合、これが潜在赤字の実態はどうなっていて、今後どのように解消しようとしているのか明らかにすることにあります。

以下、具体的にお伺いいたします。

まず、市長は、いま申し述べた潜在赤字についてどう認識され、美唄市はどのような実態になっているか、お答えください。

次に、いわゆる公社や第3セクター等の状況についてであります。

その1つは、40年余りの経営を了し、2004年3月末に解散をいたしました財団法人美唄市振興公社から引き継いだ債務引受額の総額と返済計画、旧振興公社への債務負担行為の今後の支払い総額と支払い期間、あわせて支払い繰り延べが行われた実態があるのかどうか、それぞれお答えください。

その2つは、土地開発公社について伺います。土地開発公社は、1972年に制定された公有地拡大の推進に関する法律、いわゆる公拡法という特別法に基づく特別法人として位置づけられました。美唄市でも市の全額出資で公有地の先買いを主たる目的に設立されました。この土地開発公社の経営の現状はどうなっているのでしょうか、どのような課題を抱えているのでしょうか、具体的にお尋ねをし

たいと思います。

最近の例で結構ですが、土地開発公社所有地の売却の事例、その事例に基づきまして、帳簿価格と実勢価格の乖離がどのようになっているか、土地の処分によって欠損が生じた場合、その赤字が美唄市に転嫁されるのかされないのか。されるとすれば、どのように対処しようとするのか。その他、市が支払いを要する土地開発公社の債務負担行為の今後の支払い総額と期間、支払い繰り延べの実態とあわせて、土地開発公社の経営上の課題、どの点に集約されるのか、それぞれお答えください。

その3つは、土地開発基金の運用状況と課題について伺います。土地開発基金は、公拡法施行と前後して国が奨励し、1969年には地方交付税に土地開発基金への補助金が算入されたことにより、美唄市では公共用地の先行取得のため、1971年に条例を制定、3,500万円を積み立てて運用をスタートさせました。設立から34年を経過した土地開発基金の現在の運用状況と抱えている課題をどのように押さえておいでになるのかお答えください。

その4つは、HCC北海道中央コンピュータ・カレッジ等、いわゆる第3セクターの経営状況と課題について伺います。

まず、第3セクターとは何か、その定義について、

2つに、美唄市の第3セクターそれぞれ出資割合について、

3つ、一般会計の貸付金や返済計画を含めた現在の経営状況について、

4つ、万が一の破たんや清算等が起きた場合、それらに備え、監査と市の関与のあるべ

き対処方針について、それぞれお答えいただきたいと思います。

大綱2点目は、交流拠点施設等について伺います。まず、各施設の経営状況についてですが、最初はピパの湯ゆ〜りん館について伺います。

その1つは、オープンから8月末までの入館者数と日平均利用者。

2つは、今日までの改善要望と、その要望に対してどのように対処をしたのか。

3つは、市内経済への波及効果と美唄市歳入への直接収入。

4つは、市長が公約に掲げ、市長みずから働きかけ、結果として株式会社アンビックスが自主的な取り組みとして、ことし4月からスタートされた無料送迎バスの利用状況。

5つは、第1回定例会予算審査の過程で手続きミス等が露見をいたしました入館料100円の老人割引について、結果として6月の定例会で60歳以上の全市民を対象にすることが明らかにされ、当初美唄市老人クラブ連合会加入者カードを所有する3,900人から1万人を超える市民に老人割引対象が大幅に拡大をしたと承知をしております。

そこで、伺いますが、対象市民は何人で、そのうち割引カードの発行状況はどうなっているのか、このことが市内リピーターの確保につながっているのか、それぞれお答えください。

次に、パークゴルフ場について伺います。

このことについては、過日の同僚議員と重複する部分もございますが、重ねてお尋ねいたします。

5月のオープン以来の利用実績と土日、祝

日のいわゆるラウンド制限等の見直しについての考え方についてお答えいただきたいと思ひます。

次に、体験交流館、直売施設、ピパマート及び登り窯の状況についてお伺ひいたします。

1つは、体験交流館の利用状況、直売施設の経営状況について。

2つは、登り窯についてであります。このことについては、過日の同僚議員の質問において10月9日に初窯を設定し、そのために現在作品を募集、準備を進めているとご答弁がありました。

そこで、お尋ねいたしますが、どなたが何日かけて、どんな作品をどのように焼き上げるのか、その内容について少しく詳しく教えてください。作品は、どんな土を使うのか、それから作品が溶けたり破損したりするおそれはないのかどうか、その後のフォロー等がどのようになっているかという点もわかれば、あわせて教えてください。

そして、今年度予算には登り窯の維持管理に幾らかけようとしているのか、その費用と関連収入をどう見積もっているのか、その内容についてお答えください。

交流拠点施設等の2つ目の質問は、交流拠点施設整備基金の積み立てについてであります。このことについては、昨年6月の第2回定例会において、私は積み立て目標額を定め、そのために毎年の積立額を明らかにする必要性についてお尋ねいたしました。当時の井坂市長は、質問の趣旨を受けとめ、検討することを約束しました。その後どのような検討がなされたのか、現時点での積立額等の実績等も含めてお答えいただきたいと思ひます。

交流拠点施設等の3つ目の質問でございますが、スポーツレクリエーションの里づくり構想についてであります。1999年の3月に策定されましたスポーツレクリエーションの里づくり基本構想というのは、ハード面の整備とソフト面の充実と10カ年間にわたるこの構想についての期間設定をしてつくられたものであります。すでにハード面整備等が終了しているというふうに思われておりますが、現在市役所のロビーにはオートキャンプ場等の模型も飾られておりますし、新たにまたこの交流拠点施設に付随するスポーツの里づくり構想の中に加えられるおつもりなのかどうか、今後どのような計画を推進していくのか、市長の考えをお示しいただきたいと思ひます。

大綱3点目は市長選の公約についてであります。

私は、昨年10月26日の2004年第3回臨時議会本会議における桜井市長の所信表明に対する質疑の中で、市長公約をマニフェストとして各施策ごとに目標数値、期間、財源、行程表の4つの基本要素の作成を求めました。

市長は、その必要性を認め、一定の時期までに作成することを約束しました。さらに、本年3月7日(2005年)第1回定例市議会本会議における一般質問で、引き続きマニフェストの策定状況とともに2005年度に着手する施策についてただしました。市長は、マニフェストについては、現在行程表の取りまとめ中であり、数値目標を立てるべきものは、その目標値を明記し、実施までの期間と行程、概算事業費等、財源等を整理していく、この行程表は本年度、ですからその当時ですから2005年(平成17年)3月ということだと思ひま

すが、整理を終えるよう作業を進めているとご答弁されました。2005年に着手する公約の施策としては、地域と温泉を結ぶ無料送迎バスの走行、農政部の新設、医師確保の取り組みなど、11項目を実施するとし、「食」の駅については2005年度中（平成17年度中）に、調査検討を行うと答弁されました。

そこで、伺いますが、1つは、このような議論経過のあるマニフェストの策定状況について、どんな進捗状況か。

2つは、市長公約がこのマニフェストの策定議論を通じて、見直しの議論がなかったのか、公約の見直しをする部分があるのかわからないのかお答えをいただきたいと思います。

最後の質問でございますが、ゆたかニュータウンの集会所についてであります。その管理運営のあり方についてお伺いをいたします。

私は、本年6月の第2回定例会一般質問で、ゆたか会館について管理運営の根拠規定を尋ね、あるべき管理運営にするために設置者としての市長の果たすべき責任についてお尋ねをいたしました。

また、会館の管理運営の現状が住人の限度を超えていることもあわせて具体的に指摘をいたしました。

市長は、私の4回目の質問に対しまして、「地域で協働によるまちづくりを進めてもらうのが望ましいが、管理運営の事実関係や実態は厳しい状況と再認識している、そのようなことはあってはならないことなので、行政として早急に話し合いの場をつくりたい」とご答弁されました。ご答弁から3カ月経過をいたしました。その後いつ話し合いを持ち、その場でどのような提起をされ、結果はどう

だったか、今後どのようにされていくのか、解決をしたのか、具体的にお答えをいただきたいと思います。

以上で、この場からの質問を終わります。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 紫藤議員のご質問にお答えします。

初めに、財政運営について、潜在赤字の実態についてであります。潜在赤字につきましては、土地開発公社及び土地開発基金が公有地として先行取得した土地の買い戻しや土地開発公社が住宅用地等の造成を目的として取得した用地の帳簿価格と実勢価格との乖離、さらには第3セクターへの収支不足への対応などが潜在的な赤字要素であると認識しております。

本市の実態につきましては、ただいま申し上げました要素のほか、平成16年度及び17年度予算の収支不足への対応として実施した債務負担行為の支払い繰り延べが本市における潜在的な赤字要素であると考えております。

次に、振興公社清算後の債務返済状況についてであります。振興公社は平成16年3月31日に解散した清算法人で、解散に当たり市の債務引受額は1億3,200万円であり、平成16年度から10年間で利息を含めて市中銀行に返済することとなっております。

このほか振興公社への債務負担行為額では、平成16年度及び17年度の支払い額1,253万4,000円が繰り延べされており、これを含めて平成18年度から平成30年度までの分として1億0,401万8,000円となっております。

次に、土地開発公社の経営状況と課題であります。経営状況では公社所有地の売却等

が進まず、依然として厳しい現状にあるものと考えております。この厳しい経営状況の中で、本年6月17日は旧保健所跡地を1,501万6,000円で売却いたしました。帳簿価格との差額は132万7,000円となっております。さらに、本年6月20日には、旧社会福祉会館跡地の一部を2,529万5,000円で売却いたしました。帳簿価格との差額は2,287万8,000円となっております。

このように、公社所有地を売却するに当たって、土地の帳簿価格と実勢価格との間では、今回の例のように乖離が生ずる場合があるため、市として財政支援が必要になるものと考えております。

このほか、土地開発公社への債務負担行為額では、平成16年度及び17年度の支払い額2億3,176万8,000円は繰り延べされており、これを含めて平成18年度から平成30年度までの分として11億7,099万4,000円となっております。

また、課題では、地価下落による資産価値の減少と保有期間の長期化に伴う金利負担増による簿価の上昇が経営上の課題となっております。

次に、土地開発基金の運用状況と課題であります。平成16年度末現在での運用状況は、普通預金で183万1,000円、公用地取得で3億1,426万4,000円、一般会計の貸付金として5億円で、合計8億1,609万5,000円の残高となっており、公有用地として先行取得した土地の買い戻しが課題となっております。

次に、HCC等第3セクターの経営状況と課題についてであります。初めに、第3セクターとは、行政の公益性と民間の効率性を

あわせ持って各種事業を行うことを目的に自治体や民間が共同出資して設立する経営組織体を指しております。

本市の第3セクターの出資比率についてであります。北海道中央コンピュータ・カレッジは35%、株式会社美唄ハイテクセンターは21.93%、株式会社美唄未来開発センターでは17.67%、株式会社ベル・カントは51%です。

次に、それぞれの経営状況等についてあります。北海道中央コンピュータ・カレッジの平成16年度決算は、予定した学生の確保が図れなかったこと等から約160万円の赤字となりました。一方、市からは1億0,500万円の貸し付けを行い、職業訓練法人として引き続き認定職業訓練等を実施、IT社会に情報処理技術者を送り出しております。

株式会社美唄ハイテクセンターの経営状況につきましては、平成16年度決算は入居企業等の退去などがあり赤字に転じ、経営改善計画との乖離が生じております。

平成4年、日本政策投資銀行から借り入れた3億円の長期債務の残高は、平成17年3月末で6,820万円となっており、平成19年度完済予定となっております。

一方、市からの貸付金は、平成17年3月末で8,767万6,000円となっており、今後は入居活動の促進を図り、収入確保が課題となっております。

美唄未来開発センターの平成16年度決算は、当期利益を出し、平成6年度以降黒字を続けております。

株式会社ベル・カントの経営状況につきましては、当期利益が1,232円となっております。

なお、第3セクターの経営状況について、

情報開示等を検討してまいりますとともに、市の負担割合に応じた必要な責務を果たしてまいります。

次に、交流拠点施設等について、各施設の経営状況等についてであります。ゆ〜りん館の入館者数につきましては、平成15年12月のオープン以来、本年8月末までで59万4,947人で、1日平均では963人となっております。

次に、オープンから今日までの利用者からの苦情や要望等については、浴槽が浅い、ジャクジーぶろのお湯が循環していない、脱衣場が狭くて暑い、ゆ〜りん館付近の道路が凍結して危険だ等がありましたが、その対応として浴槽は水位とお湯の温度を調整したほか、ジャクジーぶろはお湯がオーバーフローするように改修、脱衣場は脱衣かごの配置の改善と冷房装置の設置、アクセス道路の凍結対策としては、除雪と融雪剤の散布をきめ細かく行うことで、それぞれ対応してまいりました。

次に、ゆ〜りん館の経済効果としましては、経営に伴う消耗品や光熱水費、食材などで支払われた額が約1億7,500万円、従業員の給与が約1億6,000万円、ゆ〜りん館の売上額が約6億4,000万円あり、その他飲食店などの波及効果を合わせますと10億円以上になるものと推計しております。

また、市の直接的な歳入としては、16年度ベースで入湯税が約3,100万円、固定資産税約225万円、法人市民税がベル・カントを合わせて約170万円、減価償却費の一部として負担金600万円の合計で約4,100万円となります。

次に、無料バスの利用者は、4月12日から8月末まで2,971人で、1日平均では、路線ごとに5.7人から54.2人と利用者に関係がありま

すが、平均しますと29.4人となっております。

また、7月から実施しております60歳以上の市民を対象にした「ゆ〜湯メイト」は、7月号の広報メロディーとゆ〜りん館のポスター掲示で募集をいたしました。現在会員数は約430名となっており、4月時点での60歳以上の方が1万0,580人中、老人クラブ連合会で発行した会員証約4,000人を除いた、約6,600人の対象者のうち約6.5%の方にご入会いただいております。

なお、リピーターについては、把握していないところがございます。

次に、ピパマートの状況につきましては、現在12の個人と団体で構成している「直売場運営協議会」が運営しており、経営状況は昨年に比べますと来客者も増加し、販売する品目をふやした効果などもあり、売り上げは若干増加しておりますが、パートの人件費等もあり、経営的には厳しい状況で、今後の経営に当たっては商品の補充やパート経費が課題になっていると伺っております。

次に、パークゴルフ場の利用実績は、オープンから8月末までで1万9,282人、1日平均にいたしますと161名です。利用者から要望の多い土日、祝日の利用料金の見直しにつきましては、利用者からのご意見や他のパークゴルフ場の状況を参考に検討してまいりたいと考えております。

最後に、体験交流館と登り窯の状況につきましては、体験交流館は昨年5月オープン以来8月までで1,093人の方にご利用いただいております。また登り窯の状況については、初窯をことしの10月9日に予定してまいりまして、現在の作品の応募内容については、食器類、花

瓶、つばなどが主でございます。

窯だきは陶芸指導員を中心に、市内の陶芸愛好者等に協力いただくことを考えております。登り窯は、10月9日に、火を入れまして、およそ3昼夜窯をたき続け、その後10月16日に窯出し、23日に製作者にお渡しすることを予定しております。

また、貸し窯として提供する場合には、燃料のまき、作品の搬入、搬出については借り主の負担とし、金額は20万円でございます。

今後の施設の維持修繕、管理運営については、指定管理者制度の導入に向けて、その受け皿などの課題について検討することとしております。

次に、交流拠点施設基金の積み立てについてであります。この基金は交流拠点施設の整備改修並びに用品の取得資金に充てるため設置したもので、平成15年度から年間600万円を積み立てております。この金額は、施設の減価償却費の一部に相当する額としており、この財源は株式会社ベル・カントと管理運営の負担金の徴収に関する契約書を締結し、月額50万円を負担金として徴収しております。この金額は、ベル・カントとの間で3年間定額とし、その後は経済環境の変化も考慮し、双方協議して決定することとしております。この基金は、施設の整備改修と用品の取得という目的であり、当面年間600万円を積み立て、この目的以外で取り崩す考えはございません。

次に、スポーツレクリエーションの里づくりについてであります。地元の人もよそから訪れる人も、美唄の自然に触れながらそれぞれに充実した時間を過ごすことのできる地域を目指し、「交流」をキーワードに美唄の

持つ地域資源の整備・充実により、個性的で魅力ある美唄づくりを進めようとする計画です。

このことから、前期計画ではハード面の施設整備をおおむね終え、18年度から22年度までの5カ年にかけてソフト面の充実を図っていくこととしております。この基本計画を推進するためには、市民参加のもとに、市民と行政がそれぞれの役割を分担し、お互いに連携をとりながら地域への愛着や誇りをつくり出していくことが大切なこととありますので、幅広い議論のもとに推進してまいりたいと考えております。

次に、公約についてであります。私が掲げた公約に関する数値目標、期間、財源、行程は、これからの行政を運営するに当たって必要なことと認識しておりますが、項目の中には関係機関、団体との協議を要するもののほか、財源対応の課題もございます。このため、私はこれらの公約を任期中にどのような行程で取り組んでいくかをまとめた行程表に基づき、その実現に努めていきたいと考えております。

次に、公約の見直しについてであります。私が選挙の際に、市民の皆様にお約束した公約は、市民生活の向上やまちの活性化のために必要なものと考えておりますので、引き続きその実現に努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、ゆたかニュータウン集会所の管理運営についてであります。本年7月29日に、集会所の管理運営にかかわる町内会長ほか役員の方々にご参集をいただき、市として運営委員会並びに会計のあり方について提案を申

し上げ、意見などを伺いましたが、協議が調わず、今日に至っているところでございます。

●議長長岡正勝君 18番紫藤政則議員。

●18番紫藤政則議員 質問を残して、議事進行というのもおかしんですが、時間を有効に使うという意味もございまして、2回目の質問に入る前に、先ほど市長選の公約に関する市長のご答弁で、行程表に基づくと、こういうご答弁がございました。基づくんですから、行程表ができ上がっていると、こういう前提で、この公約の行程表について資料として提出をしていただいて、それに基づいて、まだ何点かございますが、この部分についての質問を続けたいと思いますので、その取り扱いについて議長においてよろしくお願いをしたいと思います。

●議長長岡正勝君 資料要求につきましては、議長において措置いたしたいと思います。

暫時休憩いたします。

---

午前 11時55分 休憩

午後 1時03分 開議

---

●議長長岡正勝君 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き紫藤議員の2回目の質問から入ります。

18番紫藤政則議員。

●18番紫藤政則議員 お願いをいたしました市長公約の行程表の資料をいただきました。

発言の順序と前後いたしますが、何点か再質問をしたいと思います。

最初に、潜在赤字の問題でございまして、これは私も従来から提起をいたしまして、目

新しいテーマではございません。ただ、今回あえて質問申し上げましたのは、今日的に今後の財政運営どうしたらいいかということがまさに深刻な状況をさらに超えた危機的な財政状況だということが背景にあります。来年度の予算編成も、果たして収支均衡予算がつかれるのかと、いままでの予算編成の経過を見ましても赤字予算が必定だろうと、私はそういう認識に立っています。

そこで、先ほども潜在赤字についての1つの定義といたしましうか、それと美唄の実態についてご答弁がございましたが、一体潜在赤字ってのは幾らあるんですかと言いましたら、これいろいろな要素がありますということはわかりましたが、わからないんです。わからない最たる理由は何かといいますと、1つは含み損を持っている土地の含み損額がわからないということだと思っております。

先ほどご答弁にありましたように、具体的に売買事例をお示しいただきました。社会福祉会館跡地の簿価とこれ売れた価格との差が2,300万円あると、簿価が4,800万円で売買価格が2,500万円程度でしょう、いわば帳簿上の資産半分の価値しかないということです。これことしの3月末で資料いただいたことがあります。これも議会で皆さんに提出いただいた資料ですけれども、これで土地開発公社だけ見ましても、いわば簿価がたとえば未成土地だとか公有地合計で、あの当時の資料ですと12億3,600万円と、こいうふうに出されました。

これ単純にやれば怒られるかもしれませんが、2分の1しか価値がないということになると、そこに6億円の含み損を抱えてるという単純な計算になるわけです。それは、売れ

る前提にしてです。

そこで、この辺の実勢価格と売った場合、売れた場合、一体幾らで売れるのかということをしつかりと市民の皆さんに開示できるような、そういう作業をぜひ進めていただけないでしょうか。今後いろんな形で市民負担等が出てくる、一方で市長は公約をいろいろ掲げておられますし、市民の皆さんも新たな要望は出てくるかもしれない、オートキャンプ場をつくってくださいとか。その際美唄の財政の本当の姿ってというのは何だろうかということを開示していく、見えないものも表面に出していくということが必要だと思うんです。

そういった、幾らあるかっていうようなことを押さえていらっしゃるんでしたら、教えてください、まず。先ほどのご答弁からは、そういうことはわからなかったんですけども、わからないのであれば、そういうわかるようなぜひ努力をしていただきたい。このことが1つであります。

地方債の現在高見ましても、債務負担行為の今後の支払い予定額見ても、市立病院の繰り出す金額を見ても、それから先ほど言いました実勢価格と簿価との土地の所有の状況見ても、これは数十億、100億円まで届くかどうかわかりませんが、数十億の、私は隠れ借金が美唄にあるだろうと、こいうふうに見ざるを得ないんです。その辺の実態をひとつ真剣に把握をされて、開示するお気持ちがあるかどうか、それが1つでございます。

それから、第3セクター等の問題も含めてなんですが、土地開発公社とか土地開発基金、これらは常に解散なり破たんなり、清算なり

が行われた場合に、一体税としてどれだけ負担をしなければならぬだろう、居抜きでいなくなった場合にどうなんだろうということを考えなければならぬと思うんです。

札幌は、土地開発公社のいわば廃止、公社は基金だったでしょうか、公社でしたから、明示しました。一般会計でその分、処分するんです。それから、福岡県の赤池は、再建団体転落のときに土地開発公社を解散しまして、その分をすべて処分し切れない土地含めて一般会計でしよったんです。そのときに、公社でやってるうち、それから基金でやってるうちはよかったんですが、いざ一般会計で手当てをするととなると、公益上必要な支出なのかどうなのか、そこにまた判断が出てくるんです。税として市民がかぶる必要のあるものなんだろうかと、こんな高い土地をどうして買ったんだとか、必要のない土地をどうして買ったんだろかということまでいっちゃうんですから、醜い責任のなすり合い行政内部で起きるということも現実にそういうものがあります。行政側に、裁判が訴えられたというケースもあるわけなんです。

ですから、暗い話ばかりで恐縮ですが、そういったもしもに備えた体制が必要だと思います。この辺ひとつお答えをいただければと思います。

あわせて、土地開発公社や土地開発基金、これらの使命終わったんじゃないでしょうか。田中角栄のときですよ、つくったのは、列島改造で、右肩上がりで地価がどんどんふえて、そのために民間の活力資金を導入して用地を確保して、そして将来のまちづくり、都市計画に備えるということのできたものなんです。

いまの現下の状況考えますと、本来その当時はそれなりの機能果たしたんでしょう、しかし一般会計の赤字の隠れみのでもありますし、見えないところでしょい込むよりは、きっちりと解散して、振興公社の解散の例あるわけですから、表に出して、振興公社も解散しなければ、1億3,000万円の銀行への借金、それからあわせて債務負担行為、引き続き払っていかなきゃならないやつ1億数千万あるわけです。2億円を超える額、これらについて議論する場がないまま推移していったんです。

解散に伴って、表に出たと、こう言ってもいいんです。この辺、いつまでも土地開発公社なり土地開発基金、しょっていく必要があるのかと、私はいつまでにこの基金なり公社を役割は終えたということで解散をする、その目標を示して、それに向けてしっかりと準備をしてくと、そういうことが必要ではないかと思うんですが、その点お考えをお示しいただきたいと思います。

それから、交流拠点施設でございますが、登り窯でございますが、先ほどいろいろご質問をいたしました。細かいことまで申し上げました。これ2003年の6月の定例会で、私ども体験交流館、そして登り窯の補正予算、当時井坂市長でしたが、反対をいたしました。修正案を出しました。しかし、これは通ったわけです。宝くじからお金が来るということで。このとき私どもが指摘をしたのは、1つにはまちづくりに基本計画やら、さらにはスポーツレクリエーションの里づくり構想やらない、あわせて事前評価が行われてない、建設後の管理運営についての見通しが極めてアバウトだと、利活用についてもまさに取っ

てつけたような内容でなかったかと、こういうことで実は修正案を出したと、全額減額するための修正案を出した、しかし通った。関係者の皆さん大変ご苦労されて、今日まで登り窯の10月9日のスタートに向けて準備をされてる。昨年の9月8日の台風で、随分木が倒れて、その木を割って小さくして燃やせるように準備してます。温度が幾ら上がるんだろうかということ、試験にたいもいるようです。大変な努力をされている。

しかし、そもそも登り窯というのは何だろうかという、素朴な疑問から出発して、私どもは議論をさせてもらいましたけれども、やはり無理があるんでないでしょうか。いまやろうとしている登り窯の活用方法というのは、無理があると思いませんか。

当時桜井市長は、企画財政部長だったか、担当の部長だったわけです。登り窯をじゃあどういうふうにして使うんですかっていったら、温泉に入ってくるお客さんに焼く前の茶わんを買ってもらうんだと、1個100円で、1回に2,000個焼けるから、大体1回一焼きするのに20万円かかるから100円掛ける2,000人で20万円、収支とんとん、こういうことで活用したいというようなお話もされました。

先ほどのご答弁では、美唄の関係者の方なんでしょうか、3日間連続して窯を焼いてそれぞれ皆さんが持ち寄った作品を温度を上げて製品化すると、1つのものに仕上げていくというお話もございました。

本来焼く方が、自分のつくり上げた作品に責任を持って、そして仮にそれが壊れても、自分で焼いた責任があるわけです。今回の場合は、焼く方と品物入れる、つくる方と違い

ます。人に任せるわけです。壊れたり、800度超えると美唄の土溶けちゃうという話も聞きますが、溶けちゃったりする可能性ないとは言えないんでないでしょうか、まきをどんとくべると中に入れてる品物にぶつかって壊れたりすることはないとは言えないんじゃないでしょうか。そういうことまでして、やらなきゃならないものなんでしょか。

少しく登り窯の今後の活用に当たって、検討を要するんじゃないでしょうか、いま準備をされているのは、これはおやりになることでしょうか、おやりになっていただいた、そのきちっと検証されて、どうしたらいいか、心新たにして見直す必要があるんでないでしょうか。この辺どういうお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、パークゴルフ場なんですけど、同僚議員の質問にもございましたけれども、土日の料金設定、ラウンド制限というのは不評です。制限なしでやりたいという声を私も聞きました。私ども仲間の議員の皆さんと一緒に行って、プレーをして担当の皆さん方と懇談の場も持ったりして、そのときも申し上げましたけれども、これはやはり改めるのであれば、しっかり早目に改める、余り時間を置かず、そしてお客さんを確保すると、このことが必要でないかと思えます。

それと、アンケートですけども、新しい施設ができる、そこにご利用いただく方がこの施設についてどういう不満やら要望を持っておられるのかと、これすぐやってください。検討しますなんてもんじゃなくて。これいざ民間活力を活用したものになるわけでしょう、そういったもののためにもすぐやれるん

でないでしょうか。

それから、この部分で先ほどの第3セクターとの絡みありますけれども、交流拠点施設ゆ〜りん館の経営は、市が第3セクターである株式会社ベル・カントに委託をして、そしてそのベル・カントが株式会社アンビックスに、いわば再委託すると、こういう形で経営が行われているわけです。指定管理者制度の問題は特別委員会がありますから、そこでもまた議論させてもらいますが、当時地方自治法の改正があって、指定管理者制度が導入されていけば、第3セクター、ベル・カントの立ち上げは必要なかったと思うのです。私はそう思うんです。指定管理者制度移行と同時に、株式会社ベル・カントを解散なさったらどうでしょうか、何のためにベル・カントをつくったかというのは私よく承知をしていますが、解散なさるべきでないかと思えますが、その点もお答えください。

次に、ご提出いただきました市長公約行程表を見させていただきました。31項目です。これまだきちっと精査をしておりますが、17年度実施、18年度制度充実、19年度実施、それから20年度にかかるというのも中にはあるようであります。「食」の駅に関しましては、実施は20年ということで行程表が出てまいりました。

このマニフェストでございますが、私は所信表明に対する質疑の中で公約一覧出してくださいって資料要求した経過がございますが、改めてこのマニフェストに関する、従来申し上げております4つの要素についてご理解されてるかどうか、繰り返し申し上げますが、目標値は政策によってどのような達成状況を

目指すか、目指す目標です。それから、期限は、いつまでに達成するか、任期を超えるものもあるわけでしょう、それはそのスパンの明示です。任期中に、どこまでやるのかと、これが期間なんです。期限です。それから、財源は、これ幾らかかるかということですが、しかしこれをやることによって、減らす財源、削減とか廃止セットでないという意味ないんです。廃止、縮減は、どこかでだれかが知らぬ間にやったじゃなくて、これはセットでなきゃだめです。それがロードマップです。きょう示されたこの行程表です。どんなプロセスで実施するのか、個々の政策における行程とローカルマニフェストに掲げる政策全体における行程。「ローカル・マニフェストによる地方のガバナンス改革」というぎょうせいからの本で、私それを読み上げているんですが、そういうふうになってます。

それで、達成度はどうかとか、今後の進捗管理をどうしていくのか、後期の基本計画との整合性をどうとるのかとか、それから示されるであろう財政の推計とどういったバランスをとるのかという問題あります、ありますけれども、この行程表は行程表として、ひとつ現時点でできてるものですから、これはこれで了といたしましても、最も大事な財源とか、それによって廃止になったり縮小になったり、その辺がどうなるかという、その他の三要素、これ早くつくんなきゃ、やっちゃって終わっちゃいますよ。単年度、単年度物を考えるってことになっちゃいます。

これらの資料、マニフェスト、いつまでおつくりになるんですか、私ども検証のしようがないんです。もう1度教えてください。

それと、具体的に申し上げれば、「食」の駅構想、公約は見直さんと言いましたから、何度言っても見直さないでしょうけれども、なぜこの財源等が出てこないかという、財源の見通しがないからじゃないかと私は思うのです。早く改めるものは早く改めた方がいい。後期計画にも関連します。これをぶち込むことで身近な生活関連事業を落とさざるを得ないという事態出てきます。ソフトの仕事、福祉を抑え込まなきゃならないという問題出てきます。これは、一にかかって市長の決断だと思います。

公共事業を確保していく、これだってできないです。これも見直さなければだめでないでしょうか。早くメッセージを発し、関係する業界、事業者の皆さん方に準備をしていただく時間を与えなきゃだめじゃないでしょうか。

こう言っても考え方変えないっていう答弁来ると思いますけれども、その点ひとつ教えていただきたいと思います。

それから、再質問の最後ですが、ゆたか会館の問題でございます。定例会でご質問した後、地域であるべき管理体制、どうしたらいいかということで、関係者との話し合いをしたと、しかしそうならなかった。運営管理の問題だとか、そういうことを言われました。

1回目の質問で申し上げましたが、本来主役となるべき公営住宅に入っておられる方の入居が割り増し料金によって、一種の利用制限につながるような事態になっている。いま管理運営されてる方は、連合町内等で議論をして、歴史のある管理運営のためのルールに基づいてやってるわけです。要するに部外者

の方は2割り増しと。これは、その主張は正しいんです、その分だけ考えれば正しいんです。しかし、あの施設がどういった目的でどういった人方にご利用いただくためのものかと、こうなったときにそうはなりませんというお話をいままでも行政はしてきたはずなんです。担当者から課長、そして部長がお入りになった。しかし、そのことがなかなかご理解いただけないで、日にちだけが経過をしている。料金格差がずっと続いている。

ですから、私は前回のときに住人の限界だし、直ちに判断でき得る人が、その責任と権限でご判断をしてくださいということを申し上げた。

そこで、提言を1つしたいんです。直営にすべきでないですか。市は、もう時代に逆行してます、協働のまちづくりとか、指定管理者制度の議論だとか、地域でやってくださいという、そういうことからすると逆行してます。だけど、それ以外に解決のすべがないような気がしてならないんです。

だれが悪い、かれがいいとかっていう話するつもりは全くありません。正しい管理運営にするために、市があの施設直接管理してください。決断をしていただけないでしょうか。

その点、ご答弁いただきたいと思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の質問にお答えします。

初めに、市民への情報開示と公社の今後の方向性についてであります。今後におきましては経営状況等につきまして、よりわかりやすい情報公開に努めるほか、保有用地の売却を積極的に進めるとともに、簿価と実勢価

格との乖離についての対応や、今後の方向性につきましては、国の方針や他自治体の動向を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

次に、登り窯の件でございますけれども、登り窯には損傷があるというふうに言われておりますので、これは火入れの際、作品の受け付けしますけれども、そのときに製作者にはそういう場合があるということをお話してまいりたいと考えてございます。

それから、登り窯につきましては、いろいろ過去の議論経過もあります。これは、本当に全道でも数カ所しかないというようなことでございますし、これの維持管理、それからいろんな方法につきまして、これは今後いろいろ検討していかなきゃならないということは考えておりますけれども、いまスタートしたばかりでございます。その中で、今回の初窯の出展者が219名というような形で焼き上がりを楽しみにしてる、そんなこともありますし、小中学生のそういう体験にも使いたいという、それからいろいろ多くものが焼けるということで、ひとつ地場産品にならないかというような、このようなこともいま検討して、そんなような状況でございますので、これらの推移もう少し見まして、検証しながら今後のあり方について再検討させていただきたい、このように考えてございます。

それから、パークゴルフ場でございますけれども、土日と祝祭日の料金につきましては、利用者から見直してほしいと、この要望がかなりあるということでございますので、1日料金とした場合、逆にマイナス面もございませぬけれども、来シーズン見直していきたいと、

これについては、早急に検討してまいりたい。

それから、アンケートについてでございますけれども、これも今後検討して、実施に向けてどのようなアンケートがいいのか、このあたりも検討してまいりたいと考えております。

また、交流拠点施設につきましては、美唄市の活性化と交流のまちづくりを進める拠点施設であります。民間による利益追求型の経営というのは、私はなじまないものと考えております。行政と民間事業者が連携して公の施設としての公益性を確保しながら、民間の経営ノウハウをいかしていくことが必要であるということから、私は第3セクターによる管理運営が望ましいものと、現在のところ考えているところでございます。

それから、私の市長公約の問題でございますけれども、私マニフェストというようなそういうものまで市民の方にお示ししたわけではございませんけれども、公約というもので市民の方に私の考え方を示したところでございますけれども、いろんなマニフェストの詳細にわたる部分に至らない中、今回行程表というものをつくりましてお示ししたところでございます。その中で、私は自分で掲げた公約ですから、いずれも必要だというふうに考えております。

その中で、まちの活性化、活力づくりというものが、市民の皆様が私に期待するところと考えておりますので、公共事業を、これは厳選した上で一定の確保すると、それからまちの活性化と雇用を図るため、「食」の駅というのは農業の再生、美唄の再生に欠くことができないというものに考えておりますので、

これにつきまして今後いろんな角度から検討した上で、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、先ほどお示しをした公約の行程表を基本に財政状況等を十分踏まえながら、公約実現に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

最後に、集会所の管理運営についてでございますが、市としましては自治会みずからが運営することが基本であると考えておりますので、今後も引き続き自治会相互の理解と協力を得るための話し合いを私ども準備し、そしてこの解決に向けて早急に検討してまいりたいと考えてございます。

●議長長岡正勝君 18番紫藤政則議員。

●18番紫藤政則議員 3回目ですから、ちょっと2点に絞ってお尋ねをしたいと思えます。

株式会社ベル・カントのことですけれども、ベル・カントは引き続き残していくと、こういうお話です。これは、抱えている交流拠点施設、この施設の持ついわば公益性とか公共性とか、より直営に近いものにとということなんでしょう。

あの施設はそうなんですか。温泉にお入りいただいて、料金をいただいて、そこでひとつ交流をしていただく、体を休めていただく、いわば観光施設です。私、無理があるような気がするんです。もっといま指定管理者制度等の導入に当たって、より身近で生活に密着している施設、ほかにあるんじゃないですか。

ベル・カントを残すということが、その問題に私はつながっていかないと思うのです。ベル・カント、ペーパーカンパニーでしょう、

これはいつかの時点でご答弁あったことあります。何をどう考えるかっていうのは、いまやっつけていただいているアンビックスです。

ここは、すでに温泉施設もおつくりいただいているし、それからスタートのときの契約の約束もあるし、あわせて地域の貢献も深いし、いまやっつけていただいている事業者がそれにかわるべきものがほかにあるんなら別だけれども、なかなかああいう環境を整えた上というのは難しいんじゃないですか。

いま1度、この部分、しっかり理論武装していただけないでしょうか、これ特別委員会でまたお聞きせざるを得ないものですから、いまのご答弁では無理あります。これが1つ。

それから、ゆたか会館ですけれども、これはいつまでにやろうとしてるんですか。

それと、私はこれは公営住宅の建設とイコールで、当時の建設省の補助金もらってると思うんです。補助金については、これは補助金の適正化法になるんでしょうか。実際どういう管理運営がなされているかというようなことで、この問題に触れてこないんでしょうか、どんなご見解お持ちでしょうか。こういう実態なら補助金返せっていうことになりませんか。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の質問にお答えします。

今回の指定管理者制度の導入ということで、いろんないま庁内的にも協議をしている部分でございますけれども、これをアンビックス等がやってきた経緯等もございますので、公募するか非公募にするかという、この問題もありますし、これはいま現実に50万人という

方が利用されている中で、非常にいままでの経営が本当に成功した事例じゃないかと思っております。

こういうことで、私どもこの状態を今後やはり引き継いでいくというか、そのような中で、こういうような第3セクターが管理運営が望ましいというような内部的な結論を出したわけでございますので、あくまでも民間の経営ノウハウをいかしていきながら、このような形態が望ましいという判断でございますので、ご理解願いたいと思います。

それから、2点目のゆたか会館でございますけれども、やはり協働によるまちづくりというのが今後私ども進めなきゃいけない中、再度自治会相互の話し合いの場を設けたいというふうに考えております。ただ、これがまた調わないというような状態になりましたら、私どももいろんな手法を講じなきゃいけないというふうに考えてございますけれども、再度そういう場を設けるということでご理解願いたいと思います。

●議長長岡正勝君 紫藤議員の本件に関する発言は、すでに3回に及びましたが、会議規則第56条ただし書きの規定により、特に発言を許します。

18番紫藤政則議員。

●18番紫藤政則議員 発言をお許しいただきましてありがとうございます。

ゆたか会館でございますが、私はもうこのテーマで発言するの嫌なんです。それぞれ自治会の皆さん一生懸命自治組織で頑張っておられる。やっておられることに、いい悪いの議論はとてもできないぐらい頑張っておられる。そして、行政が自治会組織に介入する限

界もある、これは基本的には介入できないでしょう。こういう現状踏まえて、どうしたらいいのかということで何回か議論させていただいて、きょうは私は具体的に解決策をお示ししたわけです。

あわせて、私は根拠法令調べたわけでありませんから、誤りであったらそう言っていただいたらいいんですけれども、補助事業として国から補助をいただいて建設をした共同施設です。公営住宅法上の共同施設です。いまの管理運営の状況がこれらの補助の交付内、そしていざというときには目的外使用とか管理がどうだとかっていう場合、返せっていう問題に発展しないのかするの、どうなんですかって聞いたんです。それはお答えになってないんです。

わからないから聞いてるんですけれども、そういうおそれはないのかどうか。道あたり、国あたりにその点、いまの状況含めてご照会したり、そういった経過あるんですか。

4回ですから、もう発言できませんので、ひとつ丁寧なご答弁お願いしたいと思います。

●議長長岡正勝君 助役。

●助役佐藤昭雄君 法律事項にもかかわることですので、厳密に精査をいたしたいと思いますので、お時間をいただきたいと思います。

よろしくお願ひしたいと思います。

●議長長岡正勝君 ただいま紫藤議員の質問に対し、理事者より答弁準備の申し出がありました。

15分程度休憩いたします。

---

午後1時45分 休憩

●議長長岡正勝君 休憩前に引き続き会議を開きます。

紫藤議員の4回目の質問に対する理事者の答弁から入ります。

●市長桜井道夫君 答弁準備に時間を要し、申しわけありませんでした。

紫藤議員の質問にお答えします。

補助金の返還につきましては、補助金等を他の用途に使用した場合に適用されるものと理解しております。

次に、集会所の管理運営についてですが、市といたしましては今後とも引き続き自治会相互の理解と協力を得るための環境づくりを進め、年内をめどに方向性を見出すよう努めてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

5番小関勝教議員。

●5番小関勝教議員（登壇） 平成17年第3回定例会市議会に当たり、大綱2点について市長並びに教育長へ質問をいたします。

大綱の1点目は、農業行政についてであります。

国は、平成16年より米政策改革大綱をスタートさせ、平成22年度までに米づくりのあるべき姿を実現し、21世紀の食糧供給体制を築き上げていこうとしており、こうした生産構造改革を進めるために、生産調整の手法を大幅に改め、農業団体が主体となった需給調整に移行をし、助成措置としても担い手農家対策や産地づくり対策を講ずることとし、すでに1年半が経過をしました。

また、平成19年度からは、新たな食料・農

業・農村基本計画の具体化に向け、主要課題である品目横断的政策について経営規模など、対象経営の具体的要件や対策の仕組みを検討しています。

一方、品目横断的政策に関連し、米政策改革についても新たな需給調整のあり方や、また成果物等品目ごとの特性についても平成19年度から見直し後の対策へ移行することとしています。このほか、地域資源保全施策についても平成19年度からの新たな導入に向け、全国400地区、本道では水田、畑作、酪農地帯において、15地区を対象に調整を行い、平成18年度にはモデル事業の実施を予定していると聞いています。

そこで、平成19年度より始まる新たな食料・農業・農村基本計画に対し、残されている時間が限られていると思いますが、美唄市として管内農業者の将来への進むべく道しるべとして、その方向性を検討しているかと思いますが、どのような対策を考えているか。

また、地域資源施策のモデル実施の検討についてもあわせてお伺いをします。

2つには、担い手への支援策であります。

規模拡大や多様な経営展開に向け、認定農業者制度を通じた農地の利用集積の促進や法人化、税制、機械リース事業、土地改良負担金軽減対策など、担い手への経営支援策や、ヘルパー、コントラクターなど、担い手の経営を支える支援策を充実強化すべきと思いますが、このことに対してどのような考え方をもちかお聞きをします。

3つに、担い手以外の農業者への支援策がありますが、新たな基本計画は品目横断的政策の対象経営を担い手に限定し、それ以外は

支援が得られないということです。

たとえば転作作物の小麦の場合、現行販売価格が2,300円に麦作経営安定資金を6,700円が加算され、1俵9,000円、大豆では販売価格5,100円に大豆交付金8,020円を加えて1万3,020円が生産者手取りとなっております。

しかし、新たな基本計画を実施される中では、販売価格策のみで担い手以外は対象外となり麦作経営安定資金や大豆交付金等が見込めず、大きな所得減少は避けられず、経営崩壊にもつながりかねません。このような事態を避ける上でも、道庁、農業団体等と連携強化を図り、しっかりと支援策を講ずるべきと考えますが、市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

4つには、美唄市としての農政の今後の取り組みであります。さきにも述べましたが、平成19年度からの新たな食料・農業・農村基本計画は品目横断的政策を主に、対象経営の設定や生産条件格差是正、対象収入変動緩和対策、担い手対策や新たに地域資源安全施策等々、現状の農政業務をはるかに超え、多岐にわたっての対応が求められています。

さらに、管内農業者の存亡の危機を迎える現状下にあると言っても過言ではないと思います。行政として、基幹産業である農業をしっかりと守っていくために、これら生産施策に十分な対応を図る体制強化を進めるべきと考えますが、市長の見解をお聞かせ願います。

大綱の2点目は、東明駅舎の改修、周辺環境整備対策について、教育長にお聞きをいたします。

美唄市の観光スポットとして東明周辺は重要な地域であります。アルテピアッツァ美唄、

東明公園、美唄国設スキー場、ゆ〜りん館等々が点在し、市内外から大勢の方々が立ち寄っています。

また、この地域には炭鉱遺産と言ってよい東明駅舎もあります。この駅舎は、歴史も古く、美唄鉄道株式会社が昭和4年8月に設立以来、昭和47年5月廃止になるまで43年間、三井線の南美唄駅、美唄炭山線の常盤台、美唄炭山、我路、盤の沢、東明駅の2線6舎があり、美唄市の歴史を語る上で石炭産業を切り離すことはできません。この中でも美唄鉄道は石炭搬出はもとより、地域の方々の交通のアクセスとしての役割は大きいものでありました。

しかし、各炭鉱の閉山に伴い、長い歴史に幕を閉じざるを得なかったのであります。その後沿線にあった6駅舎のうち、5駅舎が解体され、現存しているのは東明駅のみであります。ここには、市指定文化財のSL汽関車が保存され、また当時をしのぶレール、プラットホームも残っています。

しかし、残念なことにレール、ホームがいたどりや雑木、雑草でその面影もない状態で、東明駅舎へ立ち寄る大勢の方々も駅舎はもとより周辺を見て愕然としたそうです。このようなことでは、せっかくの観光スポットとしての周辺施設にも影響を及ぼすと考え、東明地区の有志の方々がレール、ホーム、駅舎周辺のボランティア清掃に取り組み、花壇も新たに設置、周辺環境整備をしています。

私も6月19日の清掃に行ってきましたが、このときにたまたま駅舎が開放されていたので、中に入りましたが、その駅舎の内部には農業者等から寄贈された農機具が積み重ねら

れ、足の踏み場もない状態であり、一方では廃校になった学校の教材まで散乱している状態でありました。これでは、当時沿線に住んでいた方々がなつかしく立ち寄っても駅舎の中を見てもらうことはできないのが現状です。これらは、せっかくの観光スポットが台無しです。

そこで、教育長にお伺いいたしますが、アルテピアッツァは多額の財政投資を行っております。旧校舎も整備され、古きの中にも清閑としてその歴史を醸し出しています。しかし、前に述べましたが、美唄市の歴史にとって炭鉱最盛期を忘れることのできない地域であり、そこで生活をしてきた大勢の人々の心のよりどころであった東明駅舎に対し、その存続をどのように考えているか、まずお尋ねをいたします。

2つに、東明駅周辺における炭鉱遺産は複数ありますが、その中でも人々が多く立ち寄るところは東明駅舎とSLの汽関車です。唯一建物が残る東明駅舎を改修し、内部を一般に公開できるような整備をすべきと考えますが、教育長の見解をお聞きいたします。

以上、この場からの質問を終わります。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 小関議員の質問にお答えします。

初めに、農業行政について、新たな食料・農業・農村基本計画に対する政策への移行対策についてであります。現在国においては本年3月に策定した食料・農業・農村基本計画をもとに品目横断的経営安定対策などの平成19年度から導入に向けた具体的な検討が進められているところであります。

特に米政策関連施策は、平成18年度で見直されることから、平成19年度では大きな転換期を迎えるものと考えます。

このため、市といたしましては、農協など関係機関、団体との連携を図り、認定農業者など支援政策の対象となる担い手の確保などに取り組んでいるほか、新たな食料・農業・農村基本計画に関連した対策等の情報収集とあわせ、農業者への周知方法など、対応策について検討を進めているところでございます。

また、地域資源保全施策の事例調査についてであります。来年度は各支庁1地区のみの実施ということで、本市は結果的に該当にならなかったところでございます。

次に、担い手農業者に対する支援対策についてであります。新しい食料・農業・農村基本計画の中では、地域の担い手を明確にした上で、これら担い手を対象に農業経営に関する各種施策を集中的、重点的に実施すると明記されているところでございます。

しかし、現時点では農地の利用集積や資金対策など、担い手の育成、確保に関する具体的な施策等は示されていない状況です。このため、意欲ある担い手農業者が希望と誇りを持って営農ができるよう、国や道へ具体的な施策を講じるよう要望してまいりたいと考えております。

次に、担い手農業者以外への支援対策についてであります。国の政策支援の対象としては、認定農業者と一部の集落営農が基本となることが明確になっているところでございます。このため、市といたしましては、認定農業者をふやす方向で検討するとともに、個人では担い手になれない農業者でも集落営農

に参加することで支援の対象となれることから、できるだけ多くの農業者が支援を受けられるよう、対応策について農協などと検討を進めているところであります。

最後に、本市における農政への取り組み強化策についてであります。新しい「食料・農業・農村基本計画」に基づく国の農政改革が進められるなど、農業は大きな転換期を迎えております。こうした農政改革に立ちおくれることなく、地域経済を牽引する基幹農業として持続的に発展し、農業者が将来に向けて魅力と活気ある農業、農村を構築していくことが必要であると考えます。このためには、農業者をはじめ関係機関、団体が協働により各種ビジョンなどを実践していくことが必要であり、これらをコーディネートしていく役割は行政も担うものと考えております。

このことから、こうした取り組みを強化するための今後の体制につきまして検討してまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 小関議員のご質問にお答えいたします。

東明駅舎についてであります。旧東明駅舎がある地域は、戦前には東雲と呼ばれる畑作中心の農村地帯でありましたが、戦後の炭鉱最盛期に三井、三菱両炭鉱の住宅街に変わり、三井鉱山の急増した住民要望により昭和23年に美唄鉄道が東明駅を開設したものと承知をしております。その後昭和47年の三菱炭鉱の閉山に伴い、美唄鉄道が廃止され、市がSL及び東明駅の駅舎の寄贈を受けたものでございます。

当時の美唄鉄道は、石炭の輸送のほか、通

学、通勤、買い物など、住民の生活の足として重要な役割を果たしたものであり、旧東明駅舎は往時をしのぶ貴重な施設であると、このように考えているところでございます。

また、現在この駅舎は、地域住民のご協力をいただきながら保存に努め、市指定文化財でありますSLとともに、社会教育施設として管理するとともに、郷土史料館の仮収蔵庫としても利用しているものでございます。

今後の管理のあり方につきましては、地域住民の皆さんから駅舎の開放などの要望も出されておりますことから、そういったことについて話し合いをしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 5番小関勝教議員。

●5番小関勝教議員 いまそれぞれ答弁をいただきました。

市長の方からは、農政にかかわる問題で前向きに一生懸命取り組むんだと、こういう答弁をいただきました。

いずれにしても、現状農業は極めて厳しいことが通り超えている状況までなっております。どうか農政に対する体制強化、しっかり前向きな検討を進めていただきたい、このようにお願いをしておきます。答弁は要りません。

改めまして、教育長、いまのご答弁いただきましたけれども、地域要望が出てきていると、こういう中で今後地域の方々と協議をしてまいりたいと、こういう答弁いただきました。

その要望の中でも特に取り急ぎしている部分は、周辺に立ち寄る方々が駅舎の裏等で所用を足すことが多く見られると、こういうこ

とで周辺的环境にも影響を及ぼすんじゃないかと、こんな地域の声も多く出されております。当然あの場所を検討していく中では、早急に取り組んでいかなきゃならない部分は、駅舎の内部の管理体制のあり方、中をきちっと整理をして見られるような、こういうことも早急に検討していただきたい。

さらに、当然この周辺管理の中で、トイレが実はありません。アルテピアッツァ美唄の方にも立ち寄る方々が大勢いますけれども、あの部分ではトイレがなかなか見つからないということで、東明駅舎の方にも仮寄りをしてるという状況にもなっておりますので、このトイレ等についても早急に設置をすべきだと、このように思いますが、教育長の考え方を再度お聞きをしておきたいというふうに思います。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 小関議員のご質問にお答えを申し上げます。

東明駅舎についてでございます。

先ほどのお尋ねでございましたけれども、アルテピアッツァ、それから温泉施設、パークゴルフ場、あの辺は一体としての市の重要な施設になっておりますことから、いまご質問にありましような施設についてもその必要性につきましては、私どもも十分承知してございます。

今回地域から要望書が出されてまいりましたので、さらに地域の方のお話をいろいろお伺いしながら、私どもの考えをまとめてまいりたいと、このように考えております。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

10番米田良克議員。

●10番米田良克議員（登壇） 2005年第3回定例会に当たり、大綱4点について市長並びに教育長に質問をいたします。

1点目は、アスベストの問題についてであります。20年ほど前に大きな話題に一度なりまして、当時一応の決着になったのかというふうに思われていたこの問題が、最近になって唐突な感じで報道され、深刻な内容であることが明らかになりました。

関西労働者安全センターの片岡さんという事務局次長の方は、過去9年間で死亡したのは約6,000人おられて、そのうち労災認定されたのは284人だということをおっしゃっています。潜伏期間の長さなどが原因をわかりにくくしているそうです。

経済産業省のまとめでは、ことし判明した死者は、会社の数で49,490人だそうです。これは、7月の段階です。早稲田大学の村山先生は、2040年までに10万人の死者が出るというふうに予想をしておられます。美唄でも公共施設での吹きつけ剤としての存在が公になり、あるいは建材製造工場での使用など、なかなか難しい問題だなというふうに考えました。問題は、これからどうするかということです。それで、先日の同僚議員の質問と内容がダブらないようにお尋ねをしたいと思います。

その1つ目は、公共施設の調査結果と対応策についてであります。中央小学校と体育センターについては、調査結果の数値も含めた調査内容の具体的な説明を伺います。

それから、ごみ処理センターとし尿処理場については、使用の状況、出入りする職員の人件数などをお伺いいたします。

体育センターについては、大気浮遊量調査で飛散はなく、基準値以下との答弁でありましたけれども、それを聞いて一応安堵はいたしました。ただ、閉館後の調査だとすれば、体育センターを使っている状態での浮遊量が把握できたのか、疑問が残ります。壁に残る吹きつけ材料が振動などではがれる状態かどうか、その辺の判断をお伺いいたします。

また、体育センターは、これからどうするかというのは検討中ということですが、結論はいつごろ出されますか。また、利用者の代替施設として、具体的にはどのようなになっているのかお伺いをいたします。

15年度の決算報告書では、年間約300日使って、1万2,000人の利用者がいるということですので、その措置も必要ではないかというふうに思います。

2つ目として、関係施設で働いていた市民の健康を守る方策についてであります。市の直営と委託で行われているところでありましたけれども、どちらについても働いている職員の方々の不安や心配などを含む意識の調査などは考えておられないか、お伺いいたします。

それらの中で、不安や心配が出された場合、その解消策をどのようにするのかということも伺います。この問題は、関係した市民の皆さんに全く責めはなく、国の甘い対応の結果によるものと言わなければなりません。市民の健康を守るという視点で、市としてのこの問題に対する構えをお伺いいたします。

3つ目として、道菱メースの状況把握と働いていた市民の健康調査についてです。道菱メースというふうにして出したんですが、会

社の名前は三菱マテリアル建材というふうに変わりましたから、そのことでお伺いいたします。状況把握では、工場内の防護策ということが言われましたけれども、どのようなものか具体的にお尋ねをしたいということです。

また、健康診断、環境調査を行ってきたとのことですが、会社が操業を始めた最初からそういうことが行われていたのか、またそれらの内容はどのようなものかなどを伺います。

今後は、会社が退職者に対する健康調査を行うとのことですが、市としてこれらの方々の健康を守る視点での状況把握を行うのかお伺いいたします。

また、工場の建物は残っておりますけれども、この建物の今後はどうなるのか、解体などの処理が行われるなら、その時期あるいは解体処理の具体的な方法など、どんなふうになっているのかお伺いをいたします。

大綱の2点目は、生活安全条例についてであります。

昨年からは市長の選挙公約議論から、この条例の問題を取り上げております。私は、この条例が警察庁主導で全国的につくられている経過から疑問を持っているということと、それから美唄市の現状から判断して、急いでこの種の条例をつくる必要はないとの考え方を述べてまいりました。この考え方は、現在も変わりませんが、市長は年度内提案の考え方を述べておられますし、本日資料で出された行程表の中にもそれが載っております。

提案されてから議論ということもありますけれども、あらかじめ考え方を述べさせていただくということも必要かなというふうに思

います。ただ、私としては、提案を前提にした議論は本当はしたくないんでありますけれども、市民生活が窮屈になるような内容は望まないという観点で、市長の考え方を伺い、内容が市民の皆さんが受け入れられるものに近づくようにしたいと、そんな視点で若干質問をさせていただきます。

1つ目は、条例作成の進捗状況と、でき上がっていたら、条例の大綱について伺いたいということです。大枠、たとえば項目だけでもでき上がっているのであれば、それをお聞かせいただきたいということです。

それから、2点目は、市民生活への規制ということについてですが、この条例ができることが市民生活を規制する内容を持つのか、現在の市民生活と比較してみても条例によってつくられた枠組みの中で生活するというようなことになるのかどうか、あるいは町内会などの名で、活動が規制されるケースが新たにできてくるのか、これらについてお伺いをいたします。

大綱の3点目は、携帯電話のアンテナ設置についてお伺いをいたします。携帯電話は、私も使っておりますし、便利な部分と不便な部分もあるんですけども、何年か前には携帯電話を使うことによる人体への電波による影響、健康の影響といたしますか、そういうものが大分論議された時期がございますが、その後余り議論されなくなっております。

ただ、先月私の自分のところの町内を歩いていましたら、全然なかったところに突然アンテナの塔が建っておりますし、びっくりしたわけです。東5条北3丁目なんですけど、周りは完全に住宅地であります。その中にた

またま空き地になっていて、土建屋の土場になっていたところにアンテナが建ったわけです。

それで、お尋ねをしたいのは、アンテナが住宅地の真ん中に建ったということは、そこから出る電波をすぐそばで受ける人たちができるということです。この電磁波による人体への影響とか健康被害とか、そういうことがまた言われている部分もあるんです。だから、そのことについて見解があれば、お尋ねをしたいということです。

それから、もう1つは、これまで美唄に建っている携帯電話のアンテナだと思われる鉄塔は、山寄りの方に何本か建っております。美唄砂川線ですか、あの道路を走ると2、3本あるんです。それから、役所の中から見ると桜団地の向こう側に2本見えます。身近で見える部分でいうと、そういうところだったわけです。私は、勝手に住宅のすぐそばには余り建てないものかなというふうに、勝手に解釈していたわけです。ところが、今回のを見ますと、住宅のすぐそばに建てしまったということです。ですから、これは健康等の安全面からどんなふうに受けとめればいいのかということ、考え方をお伺いしたいと思うんです。

実は、町内に建った分について近所の方にちょっと聞いたんです。建ちましたねって言ったら、いや建てるからってことを言いに来ましたということです。そうしたら、NTTドコモだということなんです。それで、札幌の関係のところに電話をかけて聞いたんです。そうしたら、建てる方の関係の係長ということだったんですけれども、危なくないのかど

うかというの聞いたら、いやそれはちゃんと国の基準があって、それに合致してますから大丈夫ですという話なんです。ただ、これはそれをそのまま信じていいのかどうかというのは、私は何の根拠も持ち合わせておりませんから、それは黙って聞かせてもらったんですけれども、市の方でそういう面でどういう判断をされるかお尋ねをしたいということです。そして、その電話の中でわかったことは、市に建築確認申請を出しているということです。

それで、もう1つお伺いしたいのは、建築確認申請が出された時点で、電波による人体への影響というものを検討されているのかどうかお伺いしたいんです。それから、その後わかったのは、総合体育館のそばに同じのが建っているんです。やっぱり先月できたっというんです。それで、昨年、ことしと新たに設置されたアンテナの数と場所、それからまだ建ってないけれども、確認申請が出されている数と場所と、それから電話会社の名前と、これをお伺いしたいというふうに思います。

次に、4点目は、中学校の教科書採択についてお伺いをします。

6月議会でこの問題を取り上げてお尋ねをしましたが、8月で採択作業が終わったということで、1つはこの採択作業の始まりから終わりまでの具体的な動きと、教育委員会の具体的な取り組みについてお伺いしたいというわけです。

また、このことにかかわって教育委員会への意見とか申し入れなどの動きがあったのかどうか、あるいはそれへの対応がどうだった

のかということをお伺いします。

それから、もう1つは、採択に当たっての考え方なのですが、私はとりわけ社会科のうちの歴史、公民分野について、これは6月にも申し上げましたが、新しい歴史教科書をつくる会というところがつくって、出版社でいうと扶桑社というところが出すわけですけれども、この歴史と公民の分野について扶桑社が教科書を出しているわけで、結果は採択にならなかったということでもありますけれども、この2分野について採択決定での教育委員会としての考え方があれば、お伺いをしたいということでもあります。

この場では、以上であります。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 米田議員の質問にお答えします。

初めに、アスベスト問題について、公共施設の調査結果と対応策についてであります。中央小学校西側階段棟の天井裏につきましては、専門検査機関による3階踊り場の大気浮遊量調査を実施した結果、浮遊アスベストは検出されませんでした。安全確保のため教育委員会と協議し、ビニールシートによる囲い込みと児童の立ち入りを禁止し、冬休み中に除去工事を行う予定であります。

体育センターにつきましては、8月19日から休館し、大気浮遊量と含有量の調査を実施した結果、大気1リットル当たりのアスベストの濃度は、室内が0.08ファイバー、外気が0.05ファイバーであり、一般環境濃度の0.1から0.2ファイバーを下回っており、状態は安定しておりますが、吹きつけ剤のアスベスト含有率が2.5%であり、基準値の1%を超えている

ことから、教育委員会と協議し、早急に処理方法や財源など対応策を決定したいと考えております。なお、施設使用中の調査は行っておりません。

また、代替施設として東小学校、東中学校、聖華高校、地域人材開発センターなどの体育館を利用させていただきようをお願いしております。

ごみ処理センターにつきましては、誘引送風機室に吹きつけロックウールがあり、アスベストと浮遊量と含有率の調査中であります。なお、焼却時に利用していた箇所でありまして、平成14年12月から未使用で封鎖しております。現在委託業者4名が従事しております。

し尿処理場につきましては、面積の約60%に当たる1,497平米に吹きつけロックウールが使用されており、さきに行った1カ所のサンプル調査では、アスベスト含有がないという結果が出ておりますが、さらに詳細なデータを得るために大気浮遊量調査とともにサンプル箇所をふやし、含有量の調査を行っております。

また、現在委託業者7名が従事しておりますが、防じんマスクを使用し、業務を行っております。

次に、関係施設で働いていた市民の健康を守る方策についてであります。関係施設で働く方々の不安解消のため、各所管において調査結果や対策について十分に説明、相談を行うとともに、調査中の施設については、調査結果を踏まえ適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、三菱マテリアル建材美唄工場の状況などについてであります。美唄工場では労

働安全衛生法に基づき、防護策として天井に集じん機を設置するほか、防じんマスクを使用するなど、必要な対応をとって作業をされており、作業場における石綿粉じん濃度測定結果においても基準値以下であったこと、また従業員の健康診断を毎年実施、これまで健康被害がなかったこと、さらに工場敷地境界5カ所における環境調査も継続して実施しており、創業時からアスベストの大気中濃度は基準値以下であったことを確認しております。

今後会社においては、従事されていた方全員の健康調査を実施されますが、市としましては、個人情報であることから、可能な範囲でその状況について報告していただくこととしております。

なお、工場については、現時点において売却を検討していると伺っております。

次に、生活安全条例について、条例作成の進捗状況と条例の大綱についてであります。初めに進捗状況については、現在条例制定に向け、庁内の関係課長による検討委員会を設け、素案づくりを行っております。今後は、この素案をもとに防犯協会や交通安全協会等の関係機関はじめ、公募による市民の方々に参加いただき、条例制定のための委員会で検討いたすとともに、市民の皆さんからもご意見をいただきながら作業を進めてまいりたいと考えております。

また、条例の大綱につきましては、今後各市の状況を参考にしながら、自助・共助・公助に基づき、安全で安心なまちづくりを進めていきたいと考えております。

次に、市民生活の規制についてであります。条例制定に際しましては、自助・共助・

公助の考え方にに基づき、各種行政機関、町内会の皆さん、ボランティア団体、企業の皆さん方、住民の皆さんの役割を明らかにし、それぞれが連携・協力して安全で安心なまちづくりを進めていきたいと考えており、市民生活の規制や新たな活動を強制する考えは持っていないところであります。

次に、携帯電話のアンテナ設置について、携帯電話や基地局から放射される電波による人の健康への影響についてであります。国においては十分な安全率を考慮した基準である「電波防護指針」を策定しており、この基準値は国際非電離放射線防護委員会が策定している基準値と同等のもので、我が国のみならず世界各国で活用されております。この基準値を満たしていれば、人の健康への安全性が確保されるというのが世界保健機構などの国際的な考え方と言われております。

また、世界保健機構のこれまでの調査結果では、携帯電話端末及び基地局から放射される電波の暴露によるがんが誘発されたり促進されることは考えにくく、そのほかの影響についても健康への明らかな重大性はないものと発表しております。このため、市といたしましては、電波法や電波防護指針などの法令等が遵守されていれば、安全性が確保されているものと認識しております。

次に、携帯電話中継塔にかかわる建築確認申請についてであります。鉄塔の構造上の安全性など、建築関係法令の諸規定に基づき審査が行われますが、電磁波に関しては規定がなく、審査の対象とはなっておりません。

なお、昨年から現在までに審査の終えた建築確認申請は5件で、設置場所は南美唄町山

の手、光珠内町中の沢、東5条北3丁目、西5条北2丁目、開発町南で、いずれも株式会社NTTドコモ北海道からの申請によるものであります。

また、ほかに2件の建築確認申請があり、現在道により審査中であります。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 米田議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、教科用図書採択作業の流れ等についてであります。美唄市は義務教育諸学校の教科用図書無償に関する法律により、共同採択としており、北海道第5採択地区教科用図書採択教育委員会協議会に附属しております。

第5採択地区の具体的な作業の流れにつきましては、今年5月19日に、第1回採択教育委員会協議会が開催され、規則の制定及び採択に係る日程等が確認され、5月31日の特別委員会において、教科の専門性や地域の実態等を考慮するとともに、教科書採択に利害関係のないことなど、公正確保の観点から各市町村より推薦された教科書の調査研究を行う選定委員が決定されました。

そして、6月14日及び7月26日、27日の選定委員会の開催により、調査研究報告書が作成され、これを受け、同27日の第2回採択教育委員会協議会でその内容が審議され、第5採択地区の採択教科書が決定されました。

この第5採択地区で決定された内容を美唄市教育委員会では、8月10日の臨時教育委員会会議に付議し、協議会から出されました採択した教科用図書一覧及び採択理由書をもとに慎重な審議を行い、採択協議会の決定どお

りの内容で、美唄市における平成18年度から使用する中学校用教科用図書を決定したところでございます。

その後、8月末日までに、協議会を構成するすべての市町村において同様の決定がなされたところであります。美唄市教育委員会といたしましては、専門的な知識を有する職員や学識経験者等選定委員を推薦するとともに、保護者や地域住民の教科書に対する強い関心にこたえるために教科書展示会を6月17日から7月4日まで開催いたしました。

また、教育委員会の意見申し入れなどの動きについてでございますが、教科書展示会閲覧者からの65件の意見のほか、特定教科書の不採択を求める要請書等が届いておりますが、いずれにいたしましても教科書の採択に当たりましては、外部からの働きかけに左右されることなく、公正かつ適正に行われ、美唄市の子どもたちにとって最もふさわしい教科書が決定されたものと、このように考えているところでございます。

次に、採択についての基本的な考え方についてでございますが、教育基本法や学校教育法等の関係法令に従うとともに、学習指導要領における目標及び内容等を踏まえたものが採択されることとなっております。

特に取り扱い内容につきましては、学習指導要領の総則及び各教科、各学年の目標、内容などに基づいて、正確、適切に取り上げられているかなど、また内容の程度、配列、分量等につきましては、地域の実態や児童生徒の生活経験及び興味、関心などに配慮されているかなどの視点が重要であると考えております。

ご指摘の社会科分野におきましても、学習指導要領に示す目標や内容、そして地域の実情を十分踏まえた上で審議した結果、文書が平易で見やすい構成となっており、北海道の記述が多く、生徒の学習意欲を喚起する内容に工夫が見られる教育出版に決定をしたところでございます。

●議長長岡正勝君 お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

一般質問を続けます。

10番米田良克議員。

●10番米田良克議員 一通り答弁をいただきましたが、再質問をさせていただきます。

1つ目のアスベストの問題についてであります。さきの同僚議員の質問の中で、市民周知については広報等で行うということの答弁がありました。市民の皆さんが現状を正確に把握すること、そして無用な不安を持つことがないようにすること、あるいは早期に的確な内容での周知が必要というふうに思いますが、この辺の考え方をお伺いいたします。

また、具体的に調査数値等をお伺いいたしました。答弁でぱっぱっぱと聞きますと、何の数字かわからんということになるんですけれども、体育センター等あらかじめ私どもの会派で見せていただいた経過がございまして、入り口にも調査結果が張り出してありま

した。よくよくあの表を眺めてみると、大気中にはほとんど飛んでないというのがわかります。

札幌の市街地とか東京とか、そういうところの一般路上ではかったものとの比較が載っておりますから、そういうのと比べてみると心配ないんだなということがわかります。

ただ、ここの壁にはアスベストが使われているよということになると、果たして本当に大丈夫なんだろうかと、こういう心配はどうしてもぬぐいにくいんです。ですから、やっぱり正確な調査結果というものを、まず100%安全ですとか、そういうはっきりした文言でもって市民周知をするということも必要ではないかなというふうに私は感じた次第です。それでそういうことをお伺いしました。

また、三菱マテリアルにつきましても、具体的に働いておられた方のお話伺う機会がございまして、そこでお話をお伺いしたんですが、いま市長から答弁をいただきましたよりも、実際にその現場で見られた方の話も実は伺ったんです。そうしましたら、非常に従業員教育等も徹底しておられたようです。アスベストの持つ危険性について十分周知を図るということです。ということは、工場内で働いている方が防じんマスクを外したりすることになると、それは困るということで、非常にそこは徹底しておったようです。というのは、粉じんが飛ぶようなところで働く人がつける防じんマスクというのは、非常に遮へい度が強いというんですか、してると呼吸困難になるっていうんです。ですから、苦しくなると外すというおそれもあるわけですし、そういうことにならないように十分教育をして

働く場というものの環境を守るという視点でも努力をされていたということをお聞きしました。

天井に集じん機をつけるということだけでなく、切断現場では、切断する、そして粉じんが飛ぶそのものをそっくり吸い取ってしまうという、そういう仕組みだったそうです、お聞きしますと。そして、それは全部外へ出すのではなくて、袋の中に全部取り込んでしまうという装置です。ですから、外部には絶対出さないという、そういう手だてをとっていたという説明もお聞きしたんです。そういうことであれば、工場から外へ出る部分については、5カ所の検知装置があるということですから、十分に安全が確認ができるということなんです。

これが、企業とすれば当然の姿勢かもしれないんですけども、周辺に迷惑をかけないということでは徹底したなというふうに思うわけです。それら含めて、工場があるということで、私は今回初めて知ったんですけども、やはり大丈夫かっていう、そういう感じを持たざるを得ないんです。ですから、その辺の市民へのお知らせというものもしっかりやられることが必要ではないかというふうに思います。

それと、中央小学校で予算の金額が答えられてましたけれども、予算措置をどうするのかということなんです。それから、その財源はどうされるのか、その辺をお伺いしたいです。そして、これら予算措置を含めて、国への要請などもされると思うわけですし、それらの具体的なものをお伺いしたいというふうに思います。

次に、生活安全条例ですが、私は美唄で犯罪が行われなければ一番いいわけです。犯罪のないまちにするためには、1人ひとりの市民が人間として尊重されて、経済や雇用が安定して、生活に不安がないと、そんな市民生活がより大切なんだなというふうに思うんです。これは、言うまでもないことでありますけれども、そして市民相互の信頼と、それから支え合い、それから心のつながりのある地域社会をつくる、住んでてよかったとだれもが自然に思う、そんな美唄市の実現が大切だというふうに思います。

悪意の営業活動とか、だましとか、詐欺とか、これは当然許されることでありませんけれども、とにかく日常的に他人を疑ってかかるとか、それから住民相互の監視体制をつくるとか、そういうことは間違っても考えるべきではないなというふうに思います。

ただ、残念なことに自殺者が年間、日本では3万4,000人も出るというような状態が続いているわけです。3万人台になってから、もう5年ぐらい続いてますか、こういうことが続いているということに対して、国がどんなふうに考えているのか、そういうことには大変疑問を持つわけです。弱者切り捨ての政策であったり、あるいは金銭至上主義の考え方が蔓延するとか、これらが犯罪の増加を後押ししているんでないかというふうに思うわけです。ささやかではあっても住みよい美唄だというふうになるように、貢献できるような内容を期待したいというふうに思うわけです。せつかく新たな条例をつくるということであれば、そういう期待をしたい。その辺の市長の考え方をお伺いしたいというふうに思いま

す。

それから、携帯電話の問題であります、世界保健機構のお話もいただきました。実は「週刊金曜日」という雑誌があります。この最近の号で、健康被害が報告されているんです。北海道でも旭川で例があることなんです。

それで、ちょっと幾つかご紹介をしますが、宮城県の仙台市の郊外で例があったと、そこで地域で調査したところ、耳鳴り、不眠、頭痛、鼻血などの症状を訴える人たちがかなりふえたということの報告です。

それから、旭川の例は、これもNTTドコモの基地局が設置されたということで、さまざまな例が、症状があらわれているんです。それで、地域の人たちが地主の方に頼んで、撤去をしてくれということの申し入れをしたんです。そしたら、その地主の方がそれを受け入れて、会社に撤去してくれということになった、要するに土地を貸さないということです。それで、基地局は今年の6月に撤去されたんですけども、撤去後異常な症状があらわれた人たちの体調は快復したというふうに報告されております。

あと、九州では、現在この基地局の地上基地局撤去の問題で、5件裁判が起きているそうです。

それから、これは外国ですけども、ドイツやデンマークでは、住宅地周辺に基地局建設を禁止している自治体もあるということの報告されてます。日本では、東京の国立が電磁波に被曝する住民を周知対象にするべきだということを開発等行為指導要綱の中に盛り込んだというのが報告されてます。これは、何かといいますと、先ほど最初の質問の中で

申し上げました、会社に私の方で尋ねたときに、周辺の方にはお知らせをしましていうことを会社の方が言われたんですが、40戸ぐらいっていうふうに言われたんです。私の家には、どうも来てないようなんですけども、距離にすると200メートルまで離れてないです。

これも、書物調べてみたら、要するに建設の周知をするというのは、どんな範囲かというとアンテナ塔の高さの2倍までなんだそうです。ということは、要するに高いものを建てるから、倒れたときに被害が出たら困るという範囲です。その範囲に周知を凶れということの法律のようです。ですから、電波のことは全く考えてないです。

今回読んだ「週刊金曜日」の報告では、100メートルから200メートルぐらいの範囲に大体被害が出るという状況だそうです。ですから、先ほどの市長答弁にあった、新たに5カ所できているということだと思いますと、私のところだとか、それから総合体育館のそばとか、あるいは南美唄とか、これらはやはりすぐそばにかなり住宅が集中して建っているという状況です。ですから、被害の出る、「週刊金曜日」のレポートが全部本当なのかどうか私は確認してませんから、そのことは申し上げられませんが、被害が出るおそれがあるのではないかという、そういう心配をするわけです。

ただ、会社への問い合わせの中で、いつから建てたアンテナが動くのかっていうのを聞いたら、現在はまだテストの段階ですと、そして電波監理局の検査を受けて、それに合格したら動かすということなんだそうです。現

在まだ動いてはいないということなものですから、とりあえず市として健康面の安全が確認されるまで、建てたアンテナの運用をやめてもらうというか、あるいは見合わせるという、そういう申し入れを企業に対してしてほしいと思うんですけれども、これはいかがでありますでしょうか。

それから、今後の設置、いまの答弁では確認申請2件出ているということですが、新たに建てる場合については、市街地とか住宅地とか、あるいはそばに病院があるとか、そういうような健康被害が予測されるような場所を避けて設置するように、確認申請が出るわけですから、そういう場所についての考慮を電話会社に求めるということをするべきではないかと思うんですけれども、その辺の考え方をお伺いしたいと思います。

アスベストの問題で、潜伏期間が30年とか40年とかって言うふうに言われています。いま続々被害が出て亡くなっているという方々については、働いていた当時あるいは周辺で生活していた当時は、国の基準などに合致している工場だったはずなんです。だから、法律に合致しているから、それは安全なんですって言うことが、じゃあ20年、30年先まで言えるのだったら、それは20年も30年も先の安全を求めるったら難しいことかもしれません。

しかし、こういう事態ですから、被害のおそれがあるぞという声があるとすれば、そのことをせめて少し離れたところに建ててくれということぐらいは市民の安全、健康を守るという視点からすれば、市として考えられてもいいのではないかとこのように思うわけです。その辺考え方をお伺いしたいというふう

に思います。

教科書の採択の問題なんですが、結果が出ました。美唄市教育委員会の取り組みについては、わかりました。

ただ、6月にも幾らか申し上げたかと思うんですが、ことしの採択作業についてはかなり政治的な介入が多く行われて、それが採択作業に具体的な結果を出した地域もあるというふうに報道されてます。今月行われた衆議院議員選挙の結果などを見たときに、この政治介入の動きが今後さらに強まるのではないかという、これは私の勝手な心配ですが、しております。前に申し上げたかもしれませんが、埼玉県の場合でいいますと、県の教育委員につくる会の副会長をやった人を教育委員に入れたという、こういう露骨なケースもあるわけです。その辺の政治的な介入の動き等について心配がないのかどうか、その辺答弁をできれば、いただきたいなというふうに思います。

それから、採択結果との問題とは別なんですけれども、このつくる会の教科書が今回2回目、採択作業にのったのは。この教科書ができた影響で、ほかの教科書の内容が、とりわけ歴史分野の教科書については、随分変化をしております。たとえば太平洋戦争の時期になって、日本では兵士が、どんどん出ていくということで労働力が足りなくなって、朝鮮半島や大陸から随分たくさんの人達が働き手としてつれてこられたわけですね。それはいろんなケースがあったようです。募集に応募された方々もいらっしまったようですが、ほとんど強制的に連れてきたというのものもある。以前には、教科書にも強制連行とい

う言葉が載っていたわけですがけれども、これが今回の教科書では1つもなくなりました。消えてしまいました。どの会社の教科書見てもないということです。

それから、これは外国との関係じゃないですが、沖縄は唯一日本本土で地上戦を戦った地域ですがけれども、この沖縄の地上戦の中では、大きな被害が出たということは、これはどの教科書も取り上げてます。扶桑社もそのことは書いてます。ただ、軍隊による住民の虐殺があったとか、それから住民の集団自決があったとか、これらの記述もどの教科書にも載っていたのが、今回の検定に合格した教科書には1つもないというふうに、ちょっと極端な例を挙げましたけれども、そういうのは随所に見られるわけです。つくる会的な中身に、ほかの教科書がすり寄っていくってどうか、そういう傾向が見られるわけです。

中身をよく、今回質問するに当たって、もう1度ずっと見直してみたんですけども、どうしてあの教科書が検定に合格するのか、私には全く理解できません。本当に学習指導要領に沿ってつくられているのか、到底そうは思えない内容を持っております。教科書を書くベースの思想が全然違います。それは、古代から現代に至るまで、一貫してそういう流れで書かれております。

日本国憲法、それから教育基本法、これらに照らしてあの教科書が検定に合格するというのは、文部科学省は極めて怠慢だということと言わざるを得ないというふうに思うんです。

しかし、それが合格してくるのは現実なんです。ですから、4年後にはまた教科書を選

ぶという作業が行われるわけですし、私はとりわけ歴史については、アジアの一員である日本としては将来生きていく子どもたちが歴史的事実をしっかりと認識するということが、やっぱり欠かせないことだと、それがアジアの人たちとつき合っていく最低限の条件ではないかというふうに思うわけですし、このことについての教育長の認識をお伺いしたいと思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 米田議員の質問にお答えします。

最初に、アスベスト関連での市民への周知などについてであります。市民の皆さんには問い合わせ窓口を設置するとともに、調査結果や対応などについて随時情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

また、今後の対策については、財源の確保とともに、早期に予算化し、必要な措置を講じてまいります。

さらに、国に対しましては、北海道市長会としてアスベストに関する必要な情報を積極的に公表すること、市町村における相談対応窓口の設置などに対する支援措置と専門的な相談支援体制を構築すること、新たな被害者救済のための法的措置に関し、対象者や給付など具体的内容を早期に明らかにするとともに、十分な救済措置とすること。

アスベスト使用建築物の解体等に伴う飛散防止及び廃棄物対策等の一層の強化と、公共施設におけるアスベスト使用実態調査及び除去等の改善措置に対する十分な財政措置を講じることの4項目を緊急要望しております。

今後、市としましても国のアスベスト対策

の動向を踏まえ、適切に対応してまいります。

次に、安全で安心な住みよいまちについてありますが、市民1人ひとりがお互いの人格や個性を尊重し、それぞれの役割を分担しながら地域の中で連携することは大切であると考えております。

条例制定に当たっては、市民の皆さんや町内会の皆さん、関係する行政機関等がお互いに連携を図りながら安全で安心なまちづくりを目指した内容となるよう努めてまいりたいと考えております。

最後に、携帯電話のアンテナ設置についてありますが、市として設置を見合わせるよう申し入れすることは、現在のところ難しいものと考えております。なお、設置者に対しては、周辺住民に十分な説明を行い、理解を得た上で設置するよう要請してまいりたいと考えております。

また、電磁波の健康に及ぼす影響等につきましては、今後国や関係機関の研究の動向など、情報収集に努めてまいります。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 米田議員のご質問にお答えをいたします。

教科書は、児童生徒に国民として必要な基礎的、基本的な教育内容の履修を保障するものとして、学校において使用が義務づけられている重要な教材でありますことから、学校で使用する教科書の決定は極めて重要な意味を持つものであると、このように考えております。

美唄市教育委員会といたしましては、静ひつな環境の確保や開かれた採択の一層の促進について、公正かつ適正な教科書採択や透明

性の高い採択が行われるよう、今後とも努めていかなければならない、このように考えているところでございます。

また、社会科の歴史におきましては、学習指導要領の目標にございますが、歴史に見られる国際関係や文化、交流のあらましを理解させ、我が国と諸外国の歴史や文化が相互に深くかかわっていることを考えさせるとともに、他民族の文化、生活などに関心を持たせ、国際協調の精神を養うことが極めて重要であると、このように考えているところでございます。

---

●議長長岡正勝君 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

本日はこれをもって延会いたします。

---

午後4時10分 延会